

(3) 11月27日 滋賀県 甲賀市

意思決定支援を含む権利擁護を進めるための中核機関雄役割と実務研修
甲賀市『身寄り問題と権利擁護支援』



身寄りのない方の支援を地域で支える



全国権利擁護支援ネットワーク
共同代表

一般社団法人 萩長門成年後見
センター代表理事

萩・山口法律事務所

弁護士 山口 正之

令和6年11月27日(水)

14:10~15:00

あいこうか市民ホール

「身寄り問題」とは？

『身寄り』問題とは・・・

「家族・親族による支援」が存在することを前提に構築されている社会において、支援してくれる家族等がない人すなわち『身寄り』がない人が例外として扱われ、様々な社会サービスから排除され、その尊厳を損なわれるという問題です。

「身寄り問題」とは？

具体的には・・・

○居住・入院・施設入所・就労等における保証人の問題

○契約や医療決定等の意思決定に関する問題

○身の回りのことや金銭管理といった日常生活支援に関する問題

○葬儀・火葬・埋葬・遺品整理などの死後対応の問題

など

「身寄り問題」への対応方針

『身寄り』問題は、これまでどおり「家族・親族による支援」があることがあたり前とされている中で、「家族・親族による支援」を受けられない人が増えてきていることによって生じています。

すなわち、『身寄り』問題を解決するためには、これまで家族等がするべきことがありましたが、**様々な支援を社会が分担**する必要があります。

そこで、『身寄り』がない人の支援にあたっては、**本人、地域住民、支援者、事業者、行政等がチーム**となり、**本人の意思を尊重**し、**役割分担**を行なったうえで対応することを基本とします。

「身寄り問題」への対応方針

○超高齢化社会の到来、少子化、核家族化、地方から都市部への人口移動の常態化等により、
いまや『身寄り』がないことはまったく特別なことではなく「スタンダード」なことです。

○これまで『身寄り』がないことは例外的な事例として扱われてきたために、『身寄り』がない人が様々な困難を抱えることとなりました。

○支援者や事業者も『身寄り』がないときを例外としてみるつづけてきたため、『身寄り』がない人が大にきまさんでいた。支援者や事業者も、『身寄り』がないときを例外としてみるつづけてきたため、『身寄り』がない人が大にきまさんでいた。

○これからは、『身寄り』がないことは例外ではなく「スタンダード」であるとの共通認識のもと、『身寄り』問題に取り組む必要があります。

「身寄り問題」への対応方針

『身寄り』がない人は『身寄り』がないために保証人を確保できず住居の確保が困難になったり、自らの死後の対応を行うものがおらず不安を抱えています。



- 本人、地域住民、支援者、事業者、行政等がチームとなり、本人の意思を尊重しつつ、「役割分担」を行なったうえで対応
- 『身寄り』がないことは例外ではなく「スタンダード」であるとの共通認識のもと、『身寄り』問題に取り組む

「身寄り」がない人の尊厳と平等を守る

『身寄り』の有無にかかわらず人は**その尊厳が守られ**誰しも**平等が保証**されていなければなりません。しかし、『身寄り』がないことで不利益な扱いを受けその尊厳が損なわれる場合があります。

例えば、住宅への入居を拒否される事例、医療同意を行うものがいないために適切な医療を受けられない事例、施設への入所を認められない事例等が報告されています。

『身寄り』がない人の尊厳と平等を守り、『身寄り』問題に取り組む必要があります。

「身寄り問題」の解決に向けて (権利擁護支援ネットワークの構築)

『身寄り』問題とは、家族による支援があることが前提として構築される社会システムの中で、さらには、連帯保証・身元引受等の人的担保が必要とされる慣習のために、『身寄り』がない、もしくは『身寄り』に頼ることのできない人、『身寄り』に頼ることを望まない人が、「家族による支援」がないことにより、居住・医療・介護・就労の

いのちとくらしに関わる重要な場面で**排除**されているという課題であり、

「権利擁護支援」の課題ととらえることができる。

「身寄り問題」の解決に向けて (権利擁護支援ネットワークの構築)

身寄り問題の解決に向けては、『身寄り』の有無にかかわらず、誰もが、居住・医療・介護・就労等から排除されず、地域で安心して「本人らしい生活」を営める地域社会を目指すべきです。

⇒地域で『身寄り』問題に取り組むにあたっては、地域の実態調査等により『身寄り』の課題を明らかにすることや、地域の関係機関で『身寄り』問題について協議する場を設け、課題の共有を図ること、地域でガイドラインを作成し、関係機関のマニュアルづくりを後押しすること等、様々なアプローチが考えられます。

「身寄り問題」の解決に向けて (権利擁護支援ネットワークの構築)

⇒地域づくり

⇒『身寄り』の有る無しにかかわらず住みよい地域を目指す

【国の制度や枠組みの利用も検討】

- ※「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築
- ※「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

・伴走型支援を実践するには、①「専門職による伴走型支援」と、②「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の双方の視点を重視する必要

⇒ 個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。

地域の居場所などにおける様々な活動等

専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会

多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の気にかける関係性

つながり・支え合い



専門職による伴走型の支援

寄り添い型の支援

時間をかけたアセスメントによる課題の解きほぐし

本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援

専門職の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく観点

これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築について

令和5年8月3日(木) 令和5年度保健師中央会議 資料7

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室

3 地域づくりに向けた支援

様々なコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人をつなぎ合わせていく



2 参加支援

課題を抱えた人や世帯と地域をつなぐ

専門職とのつながり
(専門的な知識や技術)

地域住民とのつながり
(課題を抱えた人や世帯の生活)



1 相談支援

課題を抱えた人や世帯を適切な専門職につなぐ

身元保証人は必要か？



入院・入所の場面



令和4年3月29日、総務省関東管区行政評価局
高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）－入院、入所の支援事例を中心として－
結果報告書

表 1-① 身元保証人が用意できない場合の対応（複数回答）
(単位：か所、%)

選択肢	病院	施設	合計
身元保証等が必要になる場面ごとに個別に対応する。	363 (77. 1)	393 (50. 3)	756 (60. 3)
入院・入所をお断りする。	28 (5. 9)	161 (20. 6)	189 (15. 1)
身元保証会社を紹介する。	32 (6. 8)	47 (6. 0)	79 (6. 3)
その他	69 (14. 6)	190 (24. 3)	259 (20. 7)
身寄りがないまま入院・入所させる。	23 (4. 9)	13 (1. 7)	36 (2. 9)
保証金を預かり入院・入所させる。	8 (1. 7)	-(-)	8 (0. 6)
成年後見制度の利用を促す。	7 (1. 5)	109 (13. 9)	116 (9. 3)
その他の回答	31 (6. 6)	68 (8. 7)	99 (7. 9)
無回答	33 (7. 0)	71 (9. 1)	104 (8. 3)
アンケート調査に回答した病院・施設数	471	782	1, 253

調査の背景

- 近年、一人暮らしの高齢者が増加（「2019年国民生活基礎調査」では、全国で約737万人）、このうち関東甲信越地方が約4割 <参考資料1>
➡ 入院や施設入所の際に、身元保証人が立てられない高齢者も増加の見込み
- 厚生労働省は、身元保証人がいないことだけで入院・入所を拒否することがないように通知を発出（平成30年度）
また、身寄りがない人の入院支援のためのガイドラインを作成（令和元年度） <参考資料3>
- 一方で、当局の行政相談には、依然として、「入院時の身元保証人がいなくて困っている」などの相談あり <参考資料4>



・病院については、医師は正当の事由がなければ診療を断ってはならない（医師法第19条第1項）という「応召義務」があり、厚生労働省は「身元保証人等がないことのみを理由に患者の入院を断ることは医師法に抵触する」と通知（平成30年4月27日通知）。

・しかし、実態としては、多くの病院で身元保証人を求めている。

・調査では、「病院・施設の9割以上が、入院・入所の希望者に身元保証人を求めている」ことが分かった。

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援 に関するガイドラインについて＜概要＞

ガイドラインの読み手

医療機関で勤務する職員の方々

ガイドラインの支援の対象者

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、
例えば次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

※「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる（具体的な対応については、右欄「医療に係る意思決定が困難な場合に求められること」参照）。

身寄りがない人への対応

次の(1)～(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、**本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則**

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

① 契約の締結等

➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い

② 身上保護（適切な医療サービスの確保）

➢ 本人の医療情報の整理

③ 本人意思の尊重

➢ 本人が意思決定しやすい場の設定

➢ 本人意思を推定するための情報提供等

➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供

④ その他

➢ 親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）

➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

成年後見制度の利用により対応が可能な役割

身元保証人等に求められる役割	成年後見制度による対応の可否	課題など
緊急の連絡先	○	ただし、即時の対応が困難な場合あり、事前の協議が必要
入院診療計画の説明、 介護サービス計画の説明・同意	○ 身上保護に関する職務として	ただし、前提となる医療行為や介護サービスには本人の意向を
・入院費や施設利用料の支払い ・滞納時の保証	○ 支払い：財産管理に関する職務として × 保証：利益相反関係となるおそれ	
医療行為への同意	× 本人のみが行うことができる 一身専属権	医療に係る意思決定支援への 後見人等の関与
退院や退所時の対応	○ 身上保護に関する職務として	

入所・入院サポート

- ・入所・入院サポート事業
（四日市市社協）
- ・くらし安心サポート事業
（知多地域権利擁護支援センター）

入所・入院サポート事業（四日市市社協）

事例 G

病院・施設の入所・入院サポート事業 （四日市市社会福祉協議会）

四日市市社協は、平成 18（2006）年頃、日常生活自立支援事業の利用者数が伸び悩んでいたことを受け、原因を検証した結果、新規相談や成年後見制度へのつながり、死後の対応等に時間がかかっており、専門員の負担が大きい状況が明らかになった。そのため、関係者からの社協への相談を一旦整理し適切に各種事業・機関につなぐことが必要と考え、日常生活自立支援事業に限定せずにつなぎや相談を幅広く受けつける窓口として四日市市社協内に「包括的な相談窓口」を設置し、「入院・入所サポートモデル事業」を開始した。「入院・入所サポートモデル事業」は、市内の病院・施設に入院・入所中または予定の人で、家族等支援者のいない人を対象としている。事業の内容は主に以下のとおり。

■ 緊急対応モデルプラン

- ・通帳や印鑑を預かり，入院・入所費用の支払いや緊急時の支払いを代行する支援。
月に1回，訪問を実施。
- ・入院・入所時に必要な書類を作成（必要に応じて社協名でサインを実施。連帯保証は実施しない）。
- ・夜間休日の緊急電話対応，治療・終末期の意向確認の実施 等

■ 入院・入所サポートモデルプラン

- ・入院・入所を継続するために必要な手続き・支払いを代行。事前説明の同席や出金・支払代行，通帳等貴重品の預かり，本人署名のいらない手続き代行等を実施。
- ・「入院誓約書」を病院に提出し，四日市市社協が「本人の預金の範囲内で支払代行する」旨を明示している。

■ 死後事務

- ・相続人探し（戸籍を取り寄せての連絡），遺族支援（死亡届の提出支援，葬儀会社とのやり取り，相続放棄の手続き支援等），本人より生前に預かっていた資産から，生前利用していた各種サービス料金で支払いが必要なものを代行して支払う等の支援を実施。

身元保証人は必要か？



地域生活の場面



身寄りがないことにより起こり得る問題

(1) 生活の不安・生活上の困りごと

- ①地域で孤立している・相談できる人がいない
- ②経済的に苦しくて生活に困っている
- ③賃貸借住宅への入居

(2) 身体的不安・理解や判断する力が衰えたとき

- ①預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- ②福祉サービスの利用契約やケアプランの同意等
- ③急な体調不良や救急搬送のとき

(3) 災害への備え

- ①災害への備え
- ②起きたときの対処（緊急連絡先など）

身寄りが無いことにより起こり得る問題

(4) 入院や入所に関する支援と手続

- ①緊急連絡先、身元保証人を求められた
- ②医療や福祉サービスの契約・手続が必要
- ③物品の準備・購入など身の回りの支援が必要
- ④入院費や施設利用料の支払い
- ⑤入院計画書やケアプラン等の同意
- ⑥退院、退所支援や居室の明渡し
- ⑦医療行為（手術・延命治療など）の同意

(5) ご葬儀の不安

- ①葬儀等に関すること
- ②遺体・遺品の引き取り、その他の死後事務

居 住 支 援

- ・ 居住サポート住宅
- ・ 居住支援協議会
- ・ 令和2年2月20日付通知
- ・ 居住支援協議会
- ・ 居住支援法人
- ・ 入居保証支援（長野県社協）
- ・ 入居債務保証支援事業
（島根県社協）
- ・ 入居支援保証人代行事業
（日之影町社協）
- ・ 住まいに関するあらゆる支援
（社会福祉法人こうほうえん）

令和2年2月20日付国住備第130号 国土交通省住宅局住宅整備総合課長通知

1. 公営住宅への入居に係る保証人の取扱いについては、その確保を入居の前提とすることから転換すべきところですが、本年4月からの改正民法の施行に伴い、保証人を要する場合には極度額の設定が必要となりますので、入居希望者への十分な周知が必要と考えられます。保証人の要否について未検討の事業主体においては、早急に検討を行っていただきますようお願いいたします。
2. 当面、引き続き保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いいたします。
特に、災害により住宅を失った者が災害公営住宅に入居する場合においては、円滑な入居による被災者の居住の安定を図るためにも、保証人の確保を求めないなど、入居者の事情に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

事業実施状況 (2021年3月31日現在)

○契約件数 (累計) 169件

民間賃貸住宅 42件

公営住宅 127件

(うち再契約件数 7件)

○終了件数 16件

死亡1件 生活保護4件

転居等7件 保証人確保2件

その他2件

○債務保証件数 3件

滞納家賃分 161,000円

原状回復分 106,600円

県は25日、県営住宅に入居する際、県社会福祉協議会(長野市)の保証があれば連帯保証人を確保できなくても入居できるようにすると発表した。1人暮らしの高齢者などを入居しやすくする目的で、来年1月4日から適用する。

連帯保証人 確保できなくても

県営住宅入居 県社協が保証

4日から 1人暮らし高齢者らに配慮

県営住宅に入居する際、県社会福祉協議会(長野市)の保証があれば、連帯保証人を確保できなくても入居しやすくなる。1人暮らしの高齢者などを入居しやすくする目的で、来年1月4日から適用する。県営住宅の入居保証は2017年10月に開始。連帯保証人が確保できず賃貸住宅への入居が困難な人が対象で、退去時に月極家賃の最大3カ月分相当の滞納家賃保証と、最大10万円の原状回復保証が受けられる。市町村社協が定期的な見守りも行う。2年間の利

※2019年1月より長野県は、県営住宅における本事業の利用を可能とし、その後、10市町村においても同様に本事業の利用に至る。

日常金銭管理

- ・ 高齢者あんしんサポート事業
(松江市社協)
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル
事業 (簡易な金銭管理) 山口市
- ・ 日常生活安心サポート事業
(萩市社協)

高齢者あんしんサポート事業（松江市社協）

【高齢者あんしんサポート事業】

高齢者あんしんサポート事業は、身寄りがない方について、ご本人が判断できる間に松江市社会福祉協議会と契約することで、日頃の見守りや、入院等緊急時の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援する事業です。①あんしんサービス②生活支援サービス③書類等預かりサービス④死後事務（遺言執行者へのつなぎ及び協力）を事業内容として、身寄りのない高齢者が安心して自立した地域生活を送ることを目的としています。

ご利用時には預託金として、基本額 63 万円（入院費用 6 ヶ月分、直葬費用）をご用意いただく必要があります。そのほか、「施設入所時の費用（施設利用料 3 か月分）」「アパート等の現状回復費用」「その他特別な葬儀や永代供養の費用」をお預かりすることもできます。

1

基本サービス

6,000円/年

- 月一回の電話
- 半年に一回の訪問
- 日頃の見守り
- あんしん計画等変更の確認



2

あんしんサービス

1,200円/回

- | | |
|---------|--|
| 入院時支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託金に基づく保証人に準じた支援 ・ 緊急入院した際の指定連絡先への連絡 ・ 入院セットのお届け、入院費用の支払い ・ 入院や医療説明時の同席 |
| 施設入所時支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託金に基づく保証人に準じた支援 ・ 入所契約時等の同席や立会い ・ 遺言執行者と協力して死後事務を行う |
| 死亡時の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定連絡先への連絡 |

3

生活支援サービス

1,200円/時間

- 預貯金の払い戻し
- 郵便物の確認や市役所の手続きなどの代行
- 電気、ガス、水道等の休止手続き
- 福祉サービス利用援助
(相談・情報提供・助言)



4

書類等預かりサービス

1,000円/月

- 通帳、権利証、年金証書など重要書類のお預かり
(入院時等で利用者が手続きできない場合)



(基本額及び利用料は令和4年3月時点の額です)

死 後 事 務

- ・ ずっとあんしん安らか事業
（福岡市社協）
- ・ これからあんしんサポート
事業（高知市社協）
- ・ なごやかエンディング
サポート事業（名古屋市社協）

2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み



③死後事務のサポート

- 頼れる身寄りがない人が増加していることから、本人が亡くなった後の葬儀や家財処分等をサポートする独自事業を一部の社協において実施。
- お元気な時の定期訪問や入院時のサポート(入退院時の付き添い、入院中に必要な物品のお届け、病院の手続きの支援等)も併せて提供(オプション料金有)している場合もある。

福岡市社協



【内容】

社協と死後事務委任契約を締結し、契約した人が亡くなった後にあらかじめ預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分を行う。契約後は社協職員が定期的に連絡・訪問する。

【費用】

入会金:15,000円 年会費:10,000円 預託金:50万円～

残存家財処分:業者見積額

※預託金を準備することが難しい方もいることから、少額短期保険を活用して利用者負担を抑えた「やすらかパック事業」も別途実施している。

高知市社協

これからあんしん
サポート事業



【内容】

見守りサービス、入院時の支援、判断能力低下後の支援(預託金からの入院費・入所費用の支払い等)、死後事務(葬儀、家財処分等)をパッケージで提供。

【費用】

見守りサービス:6,000円/月 入院時の支援、判断能力低下後の支援:1,500円/1H

預託金:52万円～ ※家財処分費用は別途

	サービス内容	費用
死後	医療費などの支払い 役所や年金事務所など への届け出 葬儀、納骨の実施 残った家財の処分	預託金50万円以上 (葬儀、家財処分な どの費用の1割も 執行費として預託)
生前	月1回の電話、半年に 1回の訪問による見守 り・安否確認	年間利用料 1万1000円
希望者 には:	入退院時の支援 (付き添い、荷物の準備、 緊急対応など)	1回につき 原則3300円

～身寄りのない方の支援を地域で支える～

身寄りの

有/無にかかわらず

安心して暮らせる

地域づくりの

手引き

地域のガイドラインと

組織のマニュアルづくり

をとおして

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン



霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会



支援に関わる
機関のための



松江市
身寄りがいない人への
支援ガイドライン

令和4年4月



魚沼市における身寄りのない人 への支援に関するガイドライン 【概要版】

～身寄りがなくても困らない社会に～

在宅時や入院・入所の際などに顕在化する、身寄りがいないことで起こる問題に対して、本人の判断能力の有無、成年後見人等の有無で、それぞれ対応策を示しました。ただし、判断能力の有無にかかわらず、本人の自己決定の尊重が支援の原則です。本人を支えるチームが本人と一緒に考えていくという姿勢が大切です。

(様式1)

【役割分担シート】

このシートは、福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担するものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	様	
本人の参加	☐ あり ☐ なし	氏 名	所属・関係	連絡先
参集者				

役割項目	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先に 関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	緊急時の連絡を受ける。 ※内容に応じて、それぞれの窓口になる者に連絡 をする
	(補足) ※「うおぬま・米ねっと」の登録 ☐ あり ☐ なし	
サービスの方 針に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	サービスの調整に関する相談及びケアプラン等へ の署名
	(補足)	
利用料の支払 い(※全額管理)	担当者名： 電話番号：	本人の預貯金から利用料等の支払いを行う

と	関係・所属：	
	(補足)	
利用料の支払い等金銭管理に関すること	担当者名：	本人の預貯金から利用料等の支払いを行う
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
入院・入所の準備に関すること	担当者名：	入院・入所の際に必要な物品の購入等
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
退院・退所に関すること	担当者名：	居室の明渡しや退院・退所先の確保
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	

令和 年 月 日

本人署名

(様式3)

【死後事務確認シート】

このシートは、本人が亡くなった後の事務手続き等について、誰が行うかを関係者間で決めておくものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	様
参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

項 目	支援内容	担当者
①遺体や遺品の引き取り	葬儀社に連絡をして、来てもらう	
②死亡届、埋火葬許可申請 ※届出人：親族、同居人、家主、地主、成年後見人等、公設所の長	死亡届（死亡診断書と一対）は記入後コピーを多目にとっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
③葬儀に関する事務	葬儀社との打合せから葬儀費用支払いまでのやり取り	

④遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
⑤入院費や公共料金等の支払い及び解約手続き		
⑥公的手続き	健康保険の資格喪失届出や年金受給権者死亡届など	
⑦相続財産の引き渡し	預かっている預金通帳などを相続人に引き渡す	
(メモ)		

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



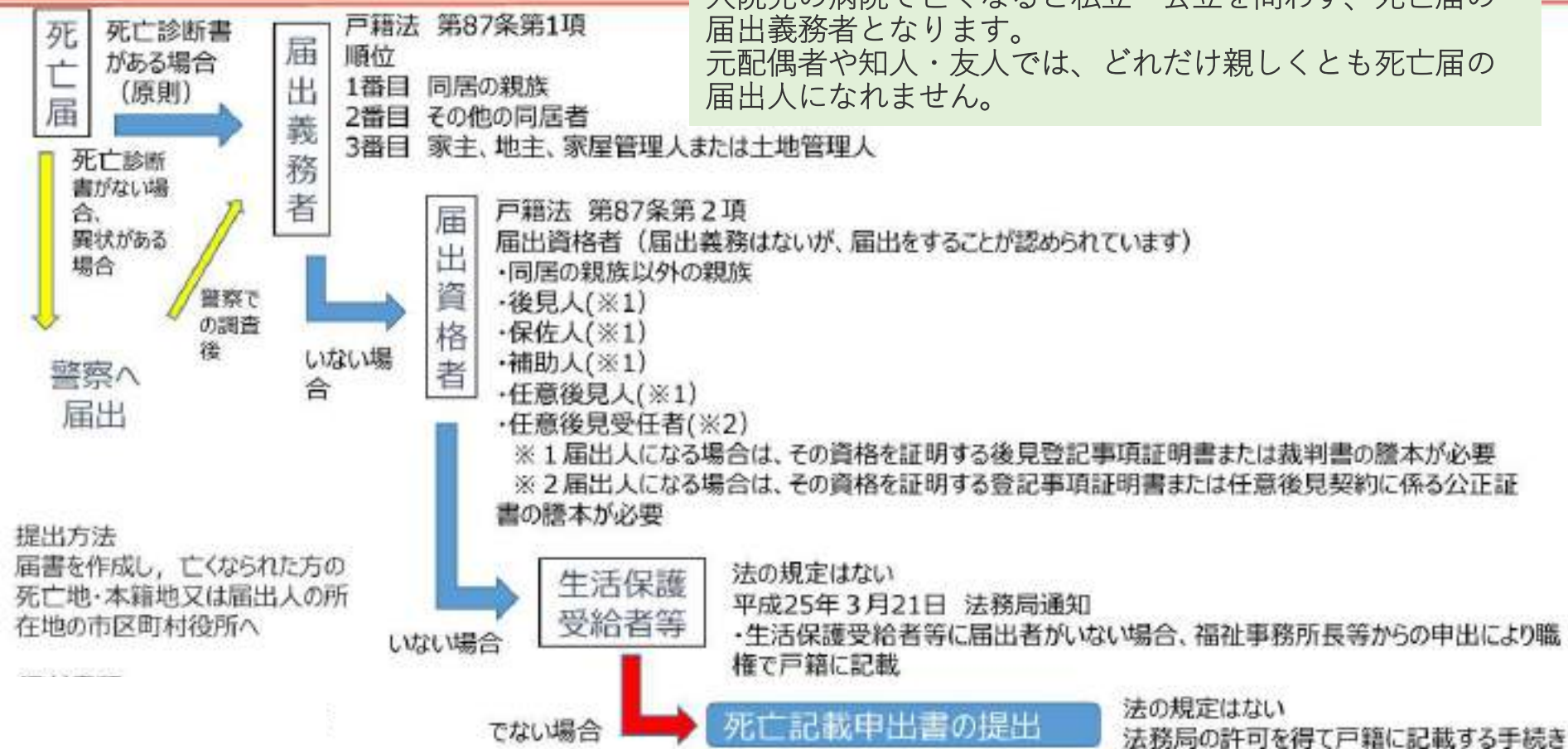
日常生活支援に加えて、身元保証を代替する支援や死後の事務支援を**パッケージ**で提供



死後事務（行政の責任）

- 市町村が『身寄り』のない人の死に対する責任を持つということを明言すれば、入院や入所の際に、病院や施設が『身寄り』のない人を排除することなく安心して受け入れることができるようになることにもつながると考えられる
- 『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』では、「親族等がいない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については市町村が行うこととなります」と示されている

死亡届の手続きについて



亡くなった人が一人暮らしであれば、不動産の所有者（家主・地主）や不動産管理者が死亡届出義務者となります。老人ホームで亡くなった場合、老人ホームの管理者が死亡届出義務者に該当します。入院先の病院で亡くなると私立・公立を問わず、死亡届の届出義務者となります。元配偶者や知人・友人では、どれだけ親しくとも死亡届の届出人になれません。

誰も死亡届を出さない場合は、市区町村長に死亡記載を促すことが可能です。市区町村長は死亡を確認すると、職権で死亡事項を記載します。

身寄り問題（まとめ）

『身寄り』問題は困難？

- ①人生の全般に関わってくる（入院・入所の場面だけでなく、地域での生活の場面、死後の場面など）
- ②たとえば協力的な子がひとりいるだけでほとんどの問題が解決することがある一方で、このような『身寄り』がないことで、解決困難な様々な問題が生じ得る
- ③そして、それらの問題・課題に対応する支援者や解決する方法等が、問題・課題ごとに個々に違ってくる
- ④加えて、病院や施設、事業所等の「相手方」がいる場合には、いくら本人を支援、エンパワメントしてもそれだけでは問題の解決に至らない場合がある

⇒これらの要因が、身寄り問題の解決を複雑・困難にしている

身寄り問題（まとめ）

- 「権利擁護支援」の課題と捉える



- 身寄り問題を地域福祉の課題として受け止める



- 身寄り問題をジャンル化するのではなく、個々の問題を個々の地域福祉の課題として受け止める



- 地域社会で受け止める



- チームで受け止め、チームで役割分担

身寄り問題（まとめ）

- 現場では『身寄り』問題に対応する制度や社会資源の創設が強く望まれている



- 既に全国には限定的ではあるが、『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらのピースを組み合わせることで『身寄り』問題について一定の解決を図り得る



- 『身寄り』がある、ないに関わらず、平等に尊厳を持って生活していくことのできる地域社会を構築していくこと、地域全体で取り組むいわゆる「地域づくり」を推進

『**権利擁護支援**』とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に**自立**した生活を送るという目的を実現するための支援活動

「自立」＝自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的自立など1人でなんでもできることはありません。

★自分がどこで誰とどのような生活していくのか、必要な支援をうけながら自分自身のことを決めることです。

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

～身寄りのない方の支援を地域で支える～

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

ご清聴ありがとうございました

当法人の居住支援に関する活動報告（途中経過）

Keyword

- # 1980年代に建設された大型福祉施設の再活用
- # 居住支援と居住継続支援（住まいのマネジメント）
- # 誰もが住み続けられるまち 守山
- # まちにひらかれた福祉施設

2024年11月27日

社会福祉法人慈恵会

廣田 岳尚

法人概要

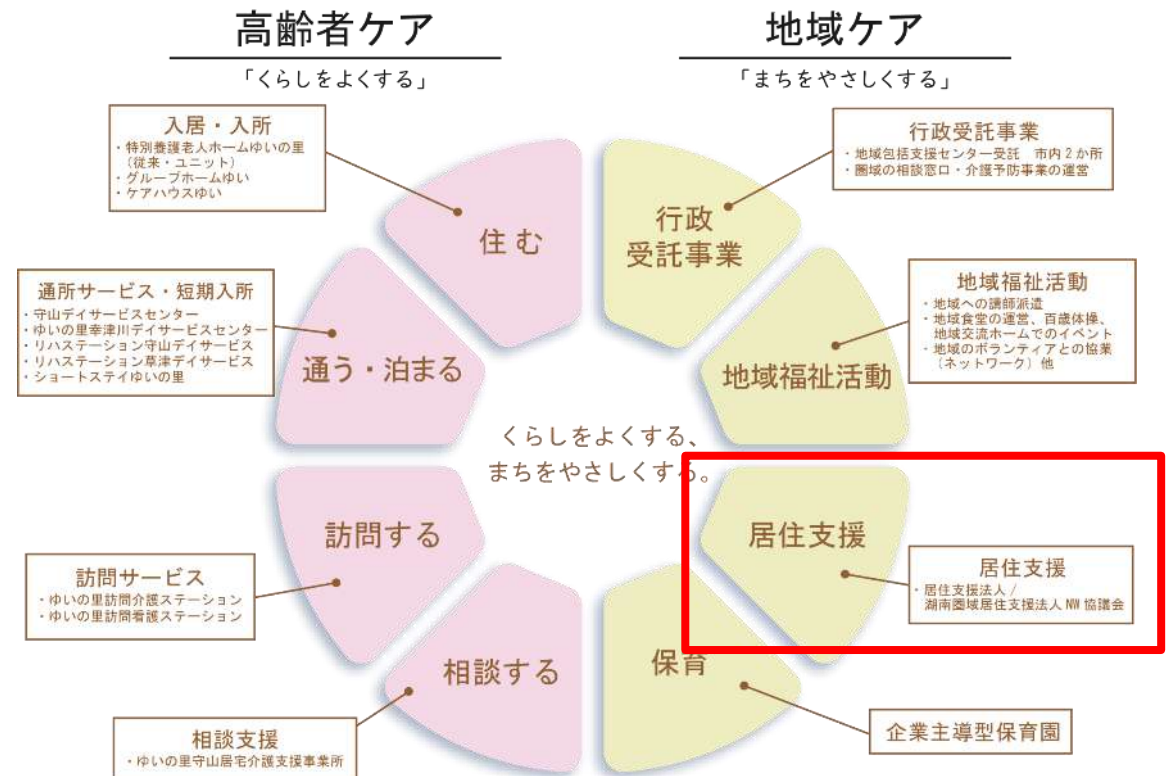
法人名 社会福祉法人慈恵会（じえいかい）
設立 昭和60年12月
所在地 滋賀県守山市洲本町1番地
パーパス くらしをよくする、まちをやさしくする。

数字でわかる慈恵会



慈恵会の活動

1985年の創業以来、地域に根ざし、時代に合わせ、時には先取りした事業を展開しています。



立地条件・周辺環境について

ーわたしたちのご近所さんー

- ① ゆいの里（高齢者施設 等）
- ② 守山学園（児童養護施設 等）
- ③ 蛭の里（障害者施設 等）
- ④ 守山北高等学校（県立高校）
- ⑤ 地元自治会（笠原町）

#守山市洲本町・笠原町

市街地から7kmほど離れた市街化調整区域エリア
交通手段はおもに「車」「バス」

#1980'S頃からある市内の福祉ゾーン

福祉施設・学校の4施設で構成

#自治会エリアは近年、地区計画の区域に指定

され、新興住宅が増加中

地縁のない子育て世代が多数流入



【はじめに】 私たちのいるところ — 敷地内の環境—

- ① 2F 特別養護老人ホーム（多床室）
1F 在宅介護サービス
法人本部
- ② 特別養護老人ホーム（個室）
- ③ 地域交流ホーム
- ④ ケアハウス（軽費老人ホーム）
- ⑤ グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- ⑥ 企業主導型保育所

#敷地内に複数の事業所があり多数のエリアが存在
多様な高齢者の住まいを運営

#2023.7頃

①から特別養護老人ホームが移転し、約1,500㎡が空っぽに

この機会を活かし、既存の施設や場所の再活用を検討中



【きっかけ】 築37年経過 特別養護老人ホーム どうする？

約10年前～ 設備の老朽化・1人当たりの生活空間の狭さ等から、建て替えに関する話題が出始める

2019年8月～ 特養建替えプロジェクトにて課題であった建て替えに関する協議を本格開始

選択①



建替える

VS

建替えしない

選択②

ユニット型
(個室)

VS



従来型
(多床室)

選択③

既存棟を取り壊す
(全部移転)

VS



既存棟を残す
(一部移転)



【きっかけ】 特養移転後の跡地 1,585㎡（約495坪） 何に・どう使う？

2021年3月 既存建物活用プロジェクトを発足させ、特養移転後の再活用に関する協議を開始

最初、わたしたちが考えたこと

- ✓ 建物を残すと決めたからには1日でも長く使いたい（使い倒したい）
- ✓ どこかの誰かと手を組んでやれないか、、、しかし、他人のふんどしで相撲を取ることは難しそうだ（補助金が残存、市街化調整区域）
- ✓ 建物を維持していくには費用も必要
法人存続のため 法人内の他事業との“つながり”は欠かせない
できれば、これまでの経験を活かし、建物（ハード）だけでなく支援（ソフト）も組み合わせるようなものはないか
- ✓ いちど役目を終えた建物だからこそできることがあるんじゃないか
- ✓ とはいえ、、、アイデアもない。
まずは、「今」まちの中で起こっている困り事に目を向けてみよう！

- 住まいの確保に本当に苦労しています。近年、増加傾向にあると感じます。
- 解決の糸口がなく、頼れる先もないんです。
- 生活の基盤が整わず、介護が必要な状態でもサービスの利用にはつながりません。
- 介護が必要でも施設には入れません。
- 公営住宅って案外ハードルが高いんです。
- 生活が落ち着くまでの数週間住むところがあるんです。でもないんです。
- 本人だけでなくご近所も困り果てています。
- 本人は何とかできたとしても、同居の家族にもいろいろな問題あって心配なんです（多問題）

介護事業者（わたしたち）が見てるまちの景色ってごく一部。
わたしたちはまちのこと、ぜんぜんわかってない。
そして、わたしたちの強みであると思っていた多様なすまいて...実はスキマだらけなんだ。

2021年5月～ “居住支援”に関する情報収集や検討を開始

①守山市の人口（推計含む）

増

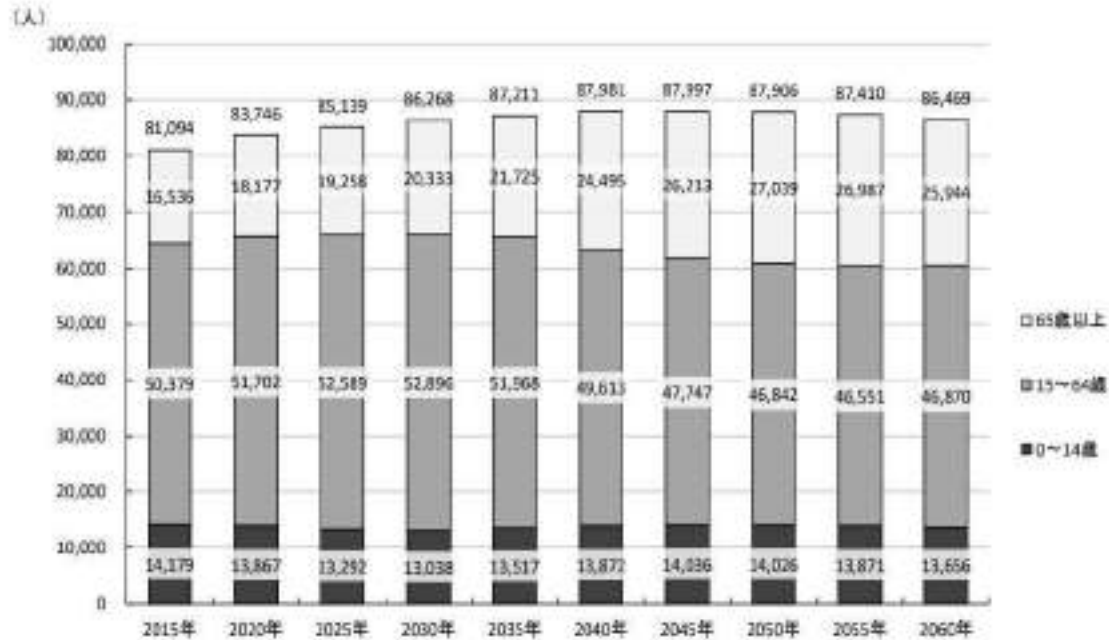


図 58 守山市の人口展望

【守山市人口ビジョン（R2 改訂版）】

②守山市の家族のカタチ

変

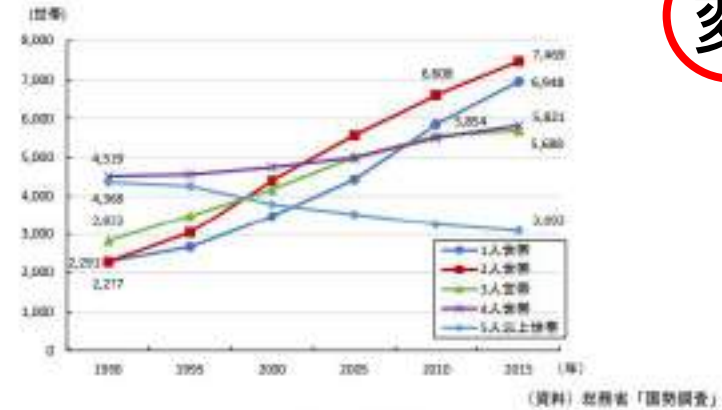


図 7 世帯人員別世帯数の推移

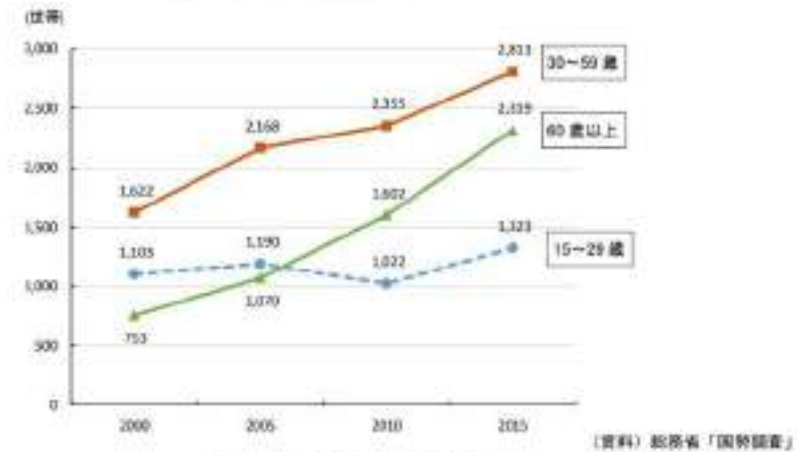
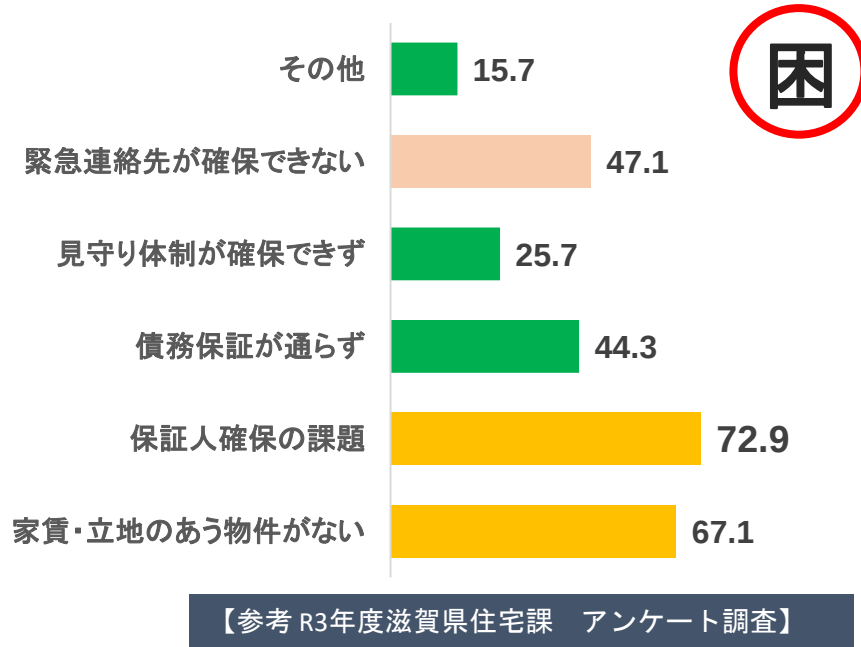


図 9 年齢別1人世帯数の推移

現時点では、守山市をはじめとした県南部は転入者の多い比較的若くて元気なまち。
一方で、家族のカタチは全国同様で急速に変化してきている。（1人または2人世帯の増加）
高齢者の増加についてもこれから波がくるみたい。

【データ】 まちの住まいに関する現状について②

①県内の住宅確保要配慮者の現状



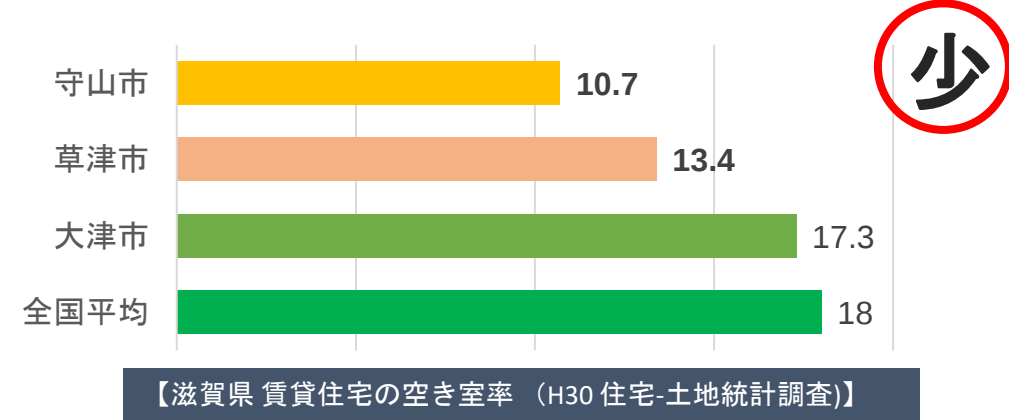
④居住支援法人の現状

5 か所 不動産系 4 / 福祉系 1

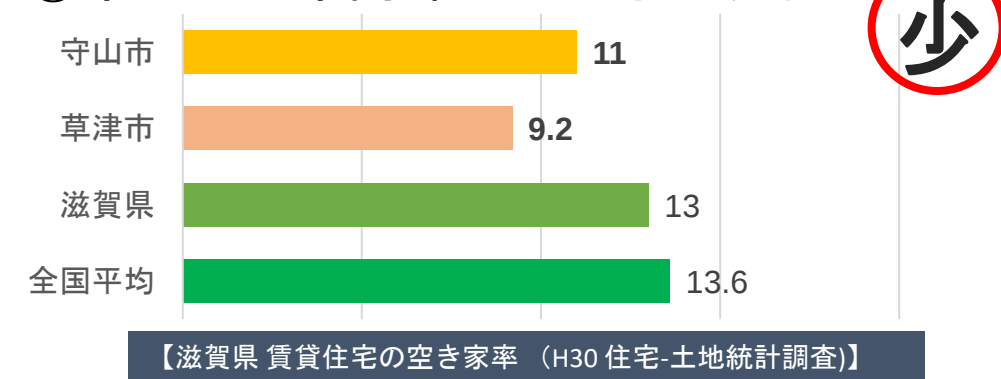
【滋賀県HP】

少

②県および県南部の賃貸住宅の現状



③県および県南部の空き家の現状



身寄りやお金のない単身者／高齢者など（いわゆる住宅確保要配慮者）にとって、県南部は「住み続けることが難しいまち」になっているのかもしれない。

そして、その流れは今後ますます加速する可能性がある。

【これまで】 「居住支援」に関する検討の経緯

そんなに戦略的には進められていません。どちらかというと手当たり次第な感じで。
そして、いろんな方のお力やお知恵をお借りしながら右往左往しながら進めています。

その１．自主勉強会

- └ 制度についての理解を深める
- └ 居住支援の実際を知る
- └ 構想策定のためのネタ探し
- └ 課題の共有・仲間づくり

その３．事業全体の構想に関する協議や検討

- └ 実現に向けた具体化のアクション
- └ 法人内の合意形成、ムード作り

その２．各関係先へのヒアリング、意見交換 等

- └ 構想内容の確認や手続き確認
- └ 制度に関する情報収集、現在位置の確認
- └ 進捗状況の共有
- └ 協力者探し

◦国	内閣府、国土交通省、厚生労働省
◦滋賀県	健康医療福祉部、医療福祉推進課、健康福祉政策課、住宅課
◦守山市	健康福祉部、健康福祉政策課、生活支援相談課、長寿政策課、介護保険課、開発調整課、守山市長
◦野洲市	市民生活相談課、社会福祉課
◦業者	市内の建設関係、不動産関係

【これまで】 「居住支援」 自主勉強会の取り組み①

まずは住宅セーフティネット制度を知ること、そして市内の住宅確保困難の実事例の共有から開始しました。行政にも開催をお声掛けし、一緒に学ぶ機会を設けることができました。

第1回

2021.6.22

住宅セーフティネット制度について

講師：滋賀県住宅課

滋賀県住宅課、守山市健康福祉政策課、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員

参加：10名

第2回

2021.8.10

市内で起こっている住まいに関する課題のある事例報告

スピーカー：圏域地域包括

守山市健康福祉政策課、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員

参加：8名

第3回

2021.9.3

滋賀県内の居住支援法人の取り組みから学ぶ①

スピーカー：（株）クローバー様

滋賀県住宅課・医療福祉推進課・健康福祉政策課、守山市健康福祉政策課・生活支援相談課、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員

参加：14名

第4回

2021.10.8

滋賀県内の居住支援法人の取り組みから学ぶ②

スピーカー：（株）共栄サポート様

守山市健康福祉政策課、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員

参加：8名

【これまで】 「居住支援」 自主勉強会の取り組み②

相互学習の機会を重ね、次に自分たちで実施する場合の構想に関する意見交換等に段階を進めました。
当初、特養の再活用をメインに考えていましたが、**まずは居住支援法人の開設から始めること**に切り替えることにしました。

第5回 2021.11.24	先進事例の学習、当法人で取り組むためのアイデア出し（意見交換） 滋賀県住宅課・医療福祉推進課、守山市健康福祉政策課・生活支援相談課、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員、他	参加：15名
第6回 2021.12.27	ゆいの里の現地見学、構想案についての意見交換 内閣府、滋賀県住宅課、守山市健康福祉部、草津市健康福祉部、滋賀県社会就労振興センター、法人職員	参加：8名
第7回 2022.7.5	住宅セーフティネット制度について②、不動産業者との意見交換 滋賀県住宅課、不動産業者3社、守山市基幹包括、守山市圏域地域包括支援センター、法人職員	参加：15名
その他 2022.8.30	県内の社会福祉法人との意見交換 社会福祉法人六心会（滋賀県東近江市）	参加：6名
第8回 2022.10.14	市内の実事例の共有と検討 滋賀県住宅課、不動産業者3社、守山市基幹包括、守山市圏域地域包括支援センター、守山市社会福祉協議会、法人職員	参加：14名

全国居住支援法人協議会 令和4年度「居住支援法人設立・運営支援アドバイス事業」採択

- 実施時期 2022年8月～2月
- メニュー 地域ネットワーク 立ち上げ支援
- 内容 地域の関係者および全国他団体との勉強会・研修会・活動交流会の実施

国土交通省 令和5年度「住まい・環境整備モデル事業」採択

- 実施時期 2024年4月～2025年3月
- 事業名 不良資産化した不動産活用（旧・特別養護老人ホーム）シェアハウス運営モデルの構築
- 内容 旧・特別養護老人ホームの建物の一部を再活用し、老老介護等の課題を抱える方向けのシェアハウスへの転用についての効果検証を行う



誰もが住み続けられるまち 守山

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



居住支援によるまちづくり

だれひとり取り残さない
守山



つながる福祉サービス

必要な人が必要な時に福祉
サービスを受けられる守山



どんな人にも出番と役割を

最期まで安心して暮らせ
る守山



ひらかれた福祉施設

これからの福祉人材が集
まる守山



あるモノ・コトの活用

旧特養だって再活用す
る守山

居住支援をテーマに対象者と関係者を広げたい（住まいのマネジメント）

▶居住支援法人の開始（令和5年中）

▶居住確保支援＜＜居住継続支援を重点に置いた居住支援法人の仕組み（対象を絞らない生活支援サービスの構築）

▶関係者のネットワーク強化

滋賀県湖南圏域居住支援法人ネットワーク 2024.4スタート

▶守山×ゆいの里ならではの居住支援

- ・最期までを見通せるような居住支援体制づくり
- ・市内の市街化調整区域にある空き家の活用の検討 など

1980年代の大型福祉施設の再活用に向けた新しい事業モデルを作りたい

▶住宅扶助程度で居住できるバリアフリー住宅として施設の一部を（仮称）ふくしのシェアハウスにしたい（令和8年度のうちに）

▶住まいの設置だけでなく、住人同士の相互扶助や周辺施設や地域とのつながりや出番づくりにつながるひらかれた環境をつくりたい
KEY:はたらく、つながる、くらしつづける

▶関係者を増やすことこそが、これからの法人の持続可能性が高まる（はず）
利用者不足、職員(多様な働き手)不足、地域とのつながり不足の解消に

0. 既存建物の財産処分 できるのか！？

☒ 2023.3末 無事手続き完了

1. 資金調達 できるのか！？

* R5年度 国交省住まい環境モデル事業の事業育成型に再エントリー予定

☒ (仮称) ふくしシェアハウスの設置とその周辺環境の再整備費用が必要

2. 市街化調整区域で住まいの設置 できるのか！？

☐ 実施形態を探る必要あり (都市計画法のルールと継続性のある運営方法)

3. 全体構想の具体化 できるのか！？

☐ まずは居住支援法人のネットワーク化・実践・仕組化から (特に債務保証や退去時支援)

☐ 私たちの力だけではなかなか進められない 仲間づくりを並行して進めたい

地域共生社会の ひとつのカタチ

- ✓ ひろがり、つながり続ける
- ✓ 支え・支えられる

みんなのリビング
居住者同士のつながり



地域食堂ではたらく居住者
訪れる地域の住民さん



共同農園＋運動場
多世代交流の場に

- ・市街地の住民さん
- ・近所子どもや高校生
- ・高齢者
- ・管理人

無料WIFI×漫画×駄菓子
子どもの居場所に

- ・近所の子ども
- ・高校生
- ・高齢者
- ・管理人

はたらく高齢者と
人同士のゆるやかな繋がり



通り抜けできるカフェテラス
そこを行きかう人たち



福祉施設そのものを
学びの場に

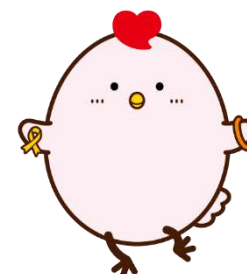
- ・近所の子ども
- ・高校生
- ・高齢者

身寄りのない人に対する権利擁護支援

～その人らしい暮らしの実現を目指して～



名古屋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター な～や



名古屋市成年後見あんしんセンター
マスコットキャラクター こっけん

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部

名古屋市の概況



行政区 16区 小学校区 267学区

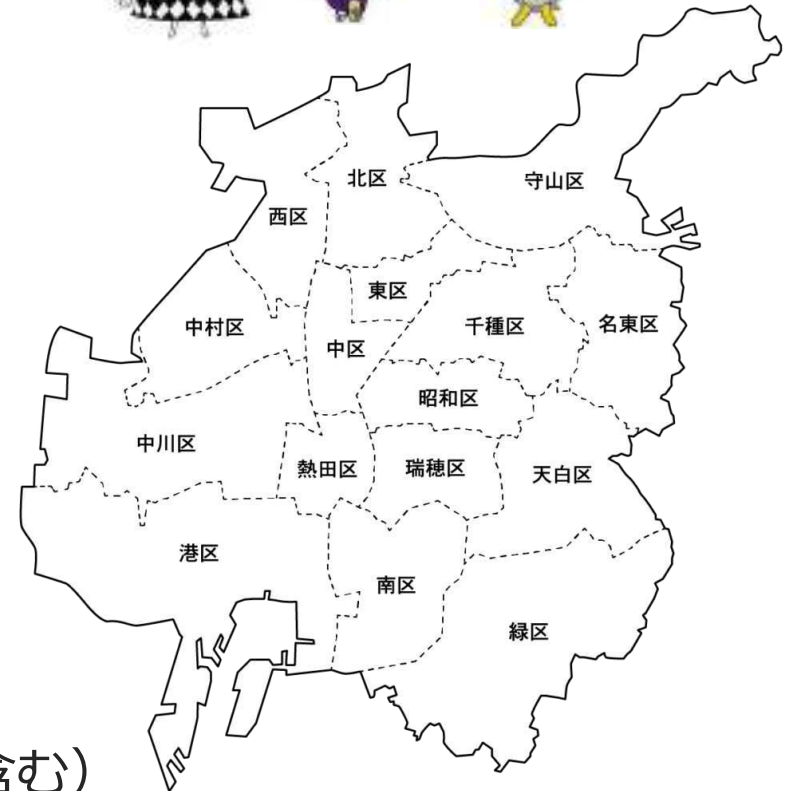
人口 2,331,264人 (1,174,484世帯)

高齢化率 25.0%

要介護認定率 21.1%

愛護手帳 20,379人

精神障害者保健福祉手帳 33,913人



地域包括支援センター 45ヶ所 (分室含む)

障害者基幹相談支援センター 20ヶ所 (サテライト含む)

人口・世帯数は令和6年10月1日推計人口、高齢化率は同公募人口による
要介護認定率は令和6年10月末現在、各障害者手帳所持者数は令和4年3月末現在の数値を掲載

名古屋市で起きていること

市・区社会福祉協議会（中核機関等を含む）への相談から…

- ◆ 友達はあるが、自分が亡くなった後のことを頼める人がいない。
- ◆ 一人暮らしで身寄りがない。年は取っているが、まだ元気なので介護認定もない。今後のことを考えると心配なので後見人をつけたい。
- ◆ 親、きょうだい、子がない。身元保証が必要と聞いた。身元保証を公的にしてくれるところはあるか。
- ◆ 医師から余命宣告をされたが、病院からは身元保証人がいないと入院できないと言われた。
- ◆ 就職を機に転入して以降、ずっと一人で生活してきた。自分が亡くなって、誰かに迷惑をかけることが気がかり。

身寄りがいないことでどのように困っているのか？

お金の支払い ができない

- ・金融機関まで本人が行けない
- ・手続きができない

判断能力・意思能力の低下

- ・契約ができない
- ・意思決定ができない

対応方法が わからない

- ・どのようなしたら良いかわからない
- ・経験がなく不安なので断る

権限がない 手続きできない

勝手に代行しても
良いのか？

情報がない (引継がれない)

- ・キーパーソンや親族
- ・本人の意思、気持ち

人員・組織の 体制がない

- ・ちょっと手間や時間をかければできるけど…
- ・他の支援者の協力を得られない

そもそも「いわゆる身元保証人（団体）」で対応ができるのか？
誰かに任せるのではなく、地域（制度、社会資源、ネットワークの組み合わせ）で支えられないか？

課題に対する検討と社会福祉協議会の関わり

住まいの確保
が難しい

身元保証人が
いない
緊急連絡先が
ない

亡くなった後
のことが心配

意思・権利が守られない



居住支援



身寄りのない人の権利
擁護支援の推進



死後事務支援

平成29年から市居住支援
協議会で検討

令和3年から市権利擁護
支援協議会で検討

平成30年から社協内横断
のワーキングチーム検討

社会福祉協議会としての資源（強み）を活かす

自立相談支援
中核機関・法人後見

重層的支援体制整備事業
小地域福祉活動の支援

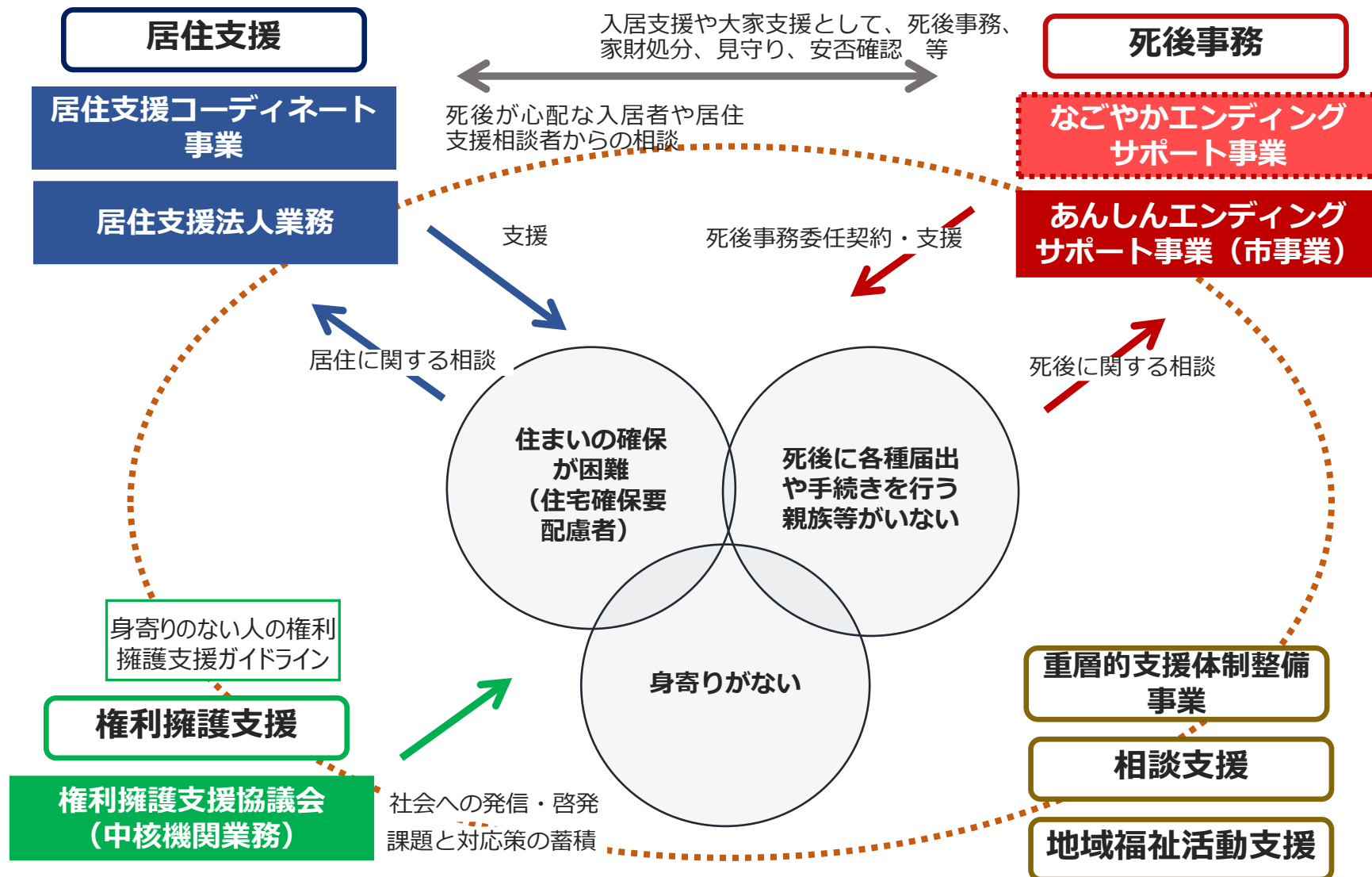
東山霊安殿の管理

※引き取り手のない遺骨を安置
(昭和38年12月～)



市区社会福祉協議会としての総合力の発揮
地域の関係者との協働

身寄りがない方への支援イメージ



名古屋市権利擁護支援協議会による検討

令和3～4年度に権利擁護支援協議会のもとに身元保証問題検討部会を設けて、課題や対応策について集中的に協議

身元保証人等の不在によって不利益が生じているのではないか？

介護・福祉施設への入所や医療機関への入院、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在の問題は誰にでも起こり得る

身元保証人等がいないことで入院先・入所先が制限される、また本人が望む治療やケアが受けられないことは、誰にも平等にあるべき権利が保障されていないことにほかならない



身元保証に関する問題を地域課題として捉え、身元保証人等が不在であっても、権利が擁護され、本人らしい生活を実現できる仕組みづくりが必要

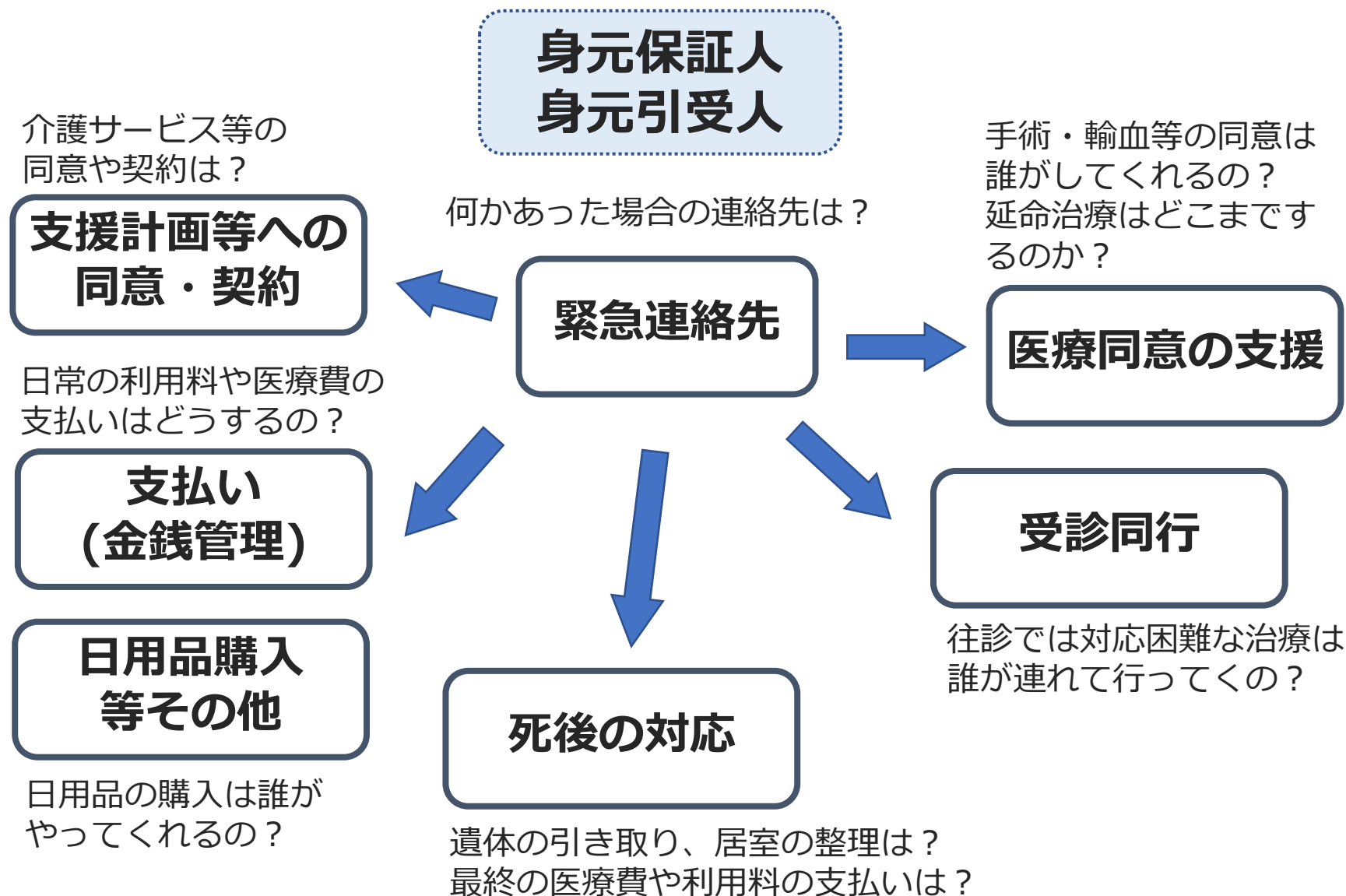
身元保証人等に求められる役割（機能）

福祉施設、医療機関、相談支援機関を対象とした実態調査（令和3年12月～令和4年1月）の結果から身元保証人等に期待される役割を6機能に整理

- ① サービス等利用契約、ケアプラン・支援計画・診療計画への同意
- ② 利用料や医療費の支払い等金銭管理
- ③ 必要物品の購入に関する事実行為
- ④ 医療機関の受診同行、入院時の手続き、医療同意の支援
- ⑤ 居室等の明け渡しや退所・退院支援
- ⑥ 遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

※「緊急連絡先」としての役割は①～⑥それぞれの役割に含む

身元保証人等に求められる役割のイメージ（機能）



(参考) 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 入所・入院時に用いる「契約書（申込書・同意書等）」に本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めているか
(施設・医療機関 n501)

本人以外の署名を求めている 458ヶ所 (91.4%)

- ◆ 身元保証人等が不在の場合に入所・入院を拒まれたことがあるか
(相談支援機関 n465)

入所・入院を拒まれたことがある 226ヶ所 (48.6%)

(詳細な調査結果はガイドラインP5～13に掲載)

(参考) 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 身元保証人等が不在の場合、入所・入院の取扱いはどうしているか

(施設・医療機関 n458)

身元保証人等の署名がなくとも、
そのまま入所・入院を受け入れる 85ヶ所 (17.0%)

条件付きで受け入れる、または身元
保証人等の署名がないままで入所・ 311ヶ所 (62.0%)
入院は受け入れていない

〔 受け入れの条件として、身元保証団体と契約してもらう (79件 59.1%)、成年後見制度の申立て (72件 56.7%)、区役所・保健センターに相談する (62件 48.8%) 等の回答がみられた。 〕

(詳細な調査結果はガイドラインP5～13に掲載)

ガイドラインの策定

身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン ～地域でくらすための入所・入院等のそなえ～

身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン
～地域でくらすための入所・入院等のそなえ～

令和5（2023）年4月

名古屋市権利擁護支援協議会
名古屋市成年後見あんしんセンター
名古屋市

「入院や入所ため」ではなく
本人の意思に基づいて
「地域での暮らしを支える」
という思いが込められている

（令和5年4月発行）

ガイドラインにおける対応の考え方

身寄りのない人の定義

- ◆ 親族が全く存在しない人
- ◆ 親族がいても疎遠な人

身元保証（機能）を本人を中心としたチームで支える

- ◆ 入所・入院時に身元保証人等に求められている役割を6つの機能に分解して対応を考える
- ◆ 意思決定支援の考え方を基盤として、本人を含めたチームで、本人の判断能力や後見人等の有無に応じた対応
- ◆ ツールとして「私の気持ち応援シート」の活用を提示

私の気持ち応援シート

あなたの万一来て、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各種利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	連絡先：	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	連絡先：	
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中の際に必要な物品の購入や準備に協力します。	連絡先：	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関の受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意（対応の協議）に協力します。	連絡先：	エンディングノート：あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	連絡先：	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	連絡先：	
確認・共有事項 （私の想いなど）			

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 20 年 月 日（次回見直し時期： ） 本人署名

「私の気持ち応援シート」の活用

本人を含めた支援者による協議

- ◆ 本人を中心として相談支援機関や支援者で話し合いながら、役割ごとに支援方法や担当者、連絡先をシートにまとめる
- ◆ 在宅生活をしているうち（相談支援機関が関わる時）から、本人の意思、タイミング、ペースを尊重しながら作成する

本人の状況・意思の確認と共有

- ◆ 本人の判断能力や「今できること」、将来の意向を確認
- ◆ インフォーマルな関係を含めて、本人を支えてくれる（本人が支えてほしい）人等を把握
- ◆ 支援者や環境が変化しても本人の気持ちを引き継いでいく

モデル実施の取り組みから

地域包括支援センターを中心にモデル実施（令和5年度～）

「私の気持ち応援シート」を活用していくため、本人や関係する支援者でチーム会議を開催

- ◆ 制度的な支援以外の支援者や協力者について、明確にして共有することができたので、普段の支援にも役立つ。
- ◆ 聞きづらいお金のことや延命治療への考えについて聞くことができ、医療関係者とも共有できたことは良かった。
- ◆ 業務ではあまり触れない死後のことやお墓のことについても共有できた。
- ◆ 支援者や協力者が業務や関係性の枠広げて支援することは負担を強いることにもなるので、場合によっては拒絶が起きるかもしれないと思う。

エンディングサポート事業の概要

対象要件	なごやか エンディングサポート事業 (名古屋市社協) 令和3年2月	名古屋市あんしん エンディングサポート事業 (名古屋市) 令和4年10月
居住	名古屋市在住（住民票があること）	
年齢	65歳以上	
直系卑属	直系卑属（子・孫など）がいないこと ※例外あり※	
同居者の有無	<u>同居者がいても可</u> 但し、以下の条件を満たす必要があり ・全員が65歳以上であること ・全員が本事業と契約締結すること	・原則、 <u>一人暮らしに限る</u> ・死後の手続きを行ってくれる <u>親族がいないことも要件</u>
	※例外※ 同居者・直系卑属がいる場合であっても、認知症、障害等の事情で『能力的に申込者の死後事務等を行うことが困難』な状況の場合は、申込を受け付ける場合もある（ただし審査があります）	
所得・財産	制限なし （原則、詳細は伺いません）	市民税非課税 かつ 預貯金 1000 万円以下 かつ 不動産（自宅除く）を所有していない
生活保護	生活保護でないこと	

※なごやかエンディングサポート事業は令和6年7月から新規受付を休止しております。

エンディングサポート事業の概要

サービス 内容	なごやか エンディングサポート事業 (名古屋市社協)	名古屋市あんしん エンディングサポート事業 (名古屋市)
葬儀・納骨		
葬儀	業者選び・内容 自由	<u>協力葬儀社</u> から 選択
納骨	納骨場所選び 自由	葬儀社提携の <u>寺院</u> から選択
行政官庁等への 各種届出	○	
死後の債務支払	実施 (原則、預託金21万円の範囲内)	× 行いません ※ 遺言執行人が行う
※賃貸住宅の場合		
明け渡しに伴う 諸手続	○	
残存家財処分	業者選びは自由	<u>協力処分業者</u> から 選択
原状回復	○	× 行いません ※ 遺言執行人が行う
その他	入退院時等支援サービス(有償)	× 提供していません

【参考】利用に必要な預託金・費用

		なごやか エンディングサポート事業 (名古屋市社協)	名古屋市あんしん エンディングサポート事業 (名古屋市)
預託金	葬儀・納骨	見積額 + 10%(物価上昇見込)	25万円 ※収骨しない場合は22万円
	死後の債務支払	21万円 (定額)	預託しない
	※賃貸住宅の場合	見積額 + 18万円 + 10%(物価上昇見込)	見積額
	残存家財処分	希望する業者の見積額	協力家財処分業者から選択し見積した額
	原状回復	18万円(定額)※敷金ある場合その分控除	預託しない
	執行費 (報酬)	上記預託金合計の10% + 税	預託しない
利用料等		契約時費用 : 16,500円/初回のみ 年間利用料 : 11,000円/毎年度	預託しない
弁護士費用		遺言作成支援 : 165,000円 (税込) 遺言執行費(死後負担) : 財産による	遺言作成支援 : } 財産による 遺言執行費 : } (死後負担)
公証役場手数料等		財産・遺言内容による	自筆証書(法務局手数料):3,900円 (公正証書 : 財産・遺言内容による)
預託金が余る・不足		遺言執行人と相談	

死後事務支援の事例

認知症の進行に合わせた支援

- ◆ 90歳代
- ◆ 財産はあるが、身寄りはなく、ケアマネジャーから相談が入る
- ◆ 本人との面談や説明を重ねて、なごやかエンディングサポート事業を契約
- ◆ 判断能力の低下に合わせ、成年後見制度を申立て

身寄りもなく誰も頼れない人への支援

- ◆ 90歳代
- ◆ 自分が死んだ後に迷惑をかけたくない
- ◆ 身元保証団体を探したが、費用が高く利用できない
- ◆ 民生委員から「市あんしんエンディングサポート事業」のパンフレットをもらい、利用申込をして契約

ご静聴、ありがとうございました。



こっけん



な～や

全国権利擁護支援ネットワーク研修会 「身寄り問題と権利擁護支援」

シンポジウム 「身寄り問題の現場から」

NPO法人ぱんじー

甲賀・湖南権利擁護支援センター

所長 桐高 とよみ

NPO法人ぱんじー(甲賀・湖南権利擁護支援センター)の紹介

平成25年10月 NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー設立
2市から「成年後見センター運営事業」受託

令和4年4月 「権利擁護支援センター運営事業」受託
⇒中核機関の機能を担う

Protection【権利】
Advocacy【代弁・権利擁護】
Network【連携】
|
Guardianship【成年後見制度】

<事業の4つの柱>

事業の柱	事業内容
相談支援	● 成年後見制度に限定することなく、支援者が困難と感じるケースについて 支援者と共に考える相談支援 ● 弁護士相談・司法書士相談 ● 高齢者・障がい者なんでも相談会 ● 成年後見制度申立支援
支援者支援	● 支援者対象研修会、権利擁護支援事例検討会 ● 親族後見人懇談会
地域づくり	● 広報・啓発（広報紙・HP・出前講座） ● 市民向け権利擁護セミナー
法人後見受任	● ぱんじーが成年後見人等となる。 令和6年11月現在：7件

成年後見制度

法定後見制度

ものごとを決めるのに困難がある人に対し、家庭裁判所により選任された後見人等が支援をする制度。

3つの類型（後見・保佐・補助）がある。

任意後見制度

将来に備えて、本人が定めた任意後見人と契約を結び、判断能力が不十分になった時、その契約にしたがって任意後見人が代理人となる制度。

公正証書で契約をしておく。

ぱんじーに寄せられる相談の例

【行政・包括から】

- ・「身寄りなし」なので、**後見人が必要**です。

【病院より】

- ・医療同意をしてくれる人がいません。**後見人が必要**です。
- ・（ご本人が）亡くなった後、連絡するところがない。**後見人が必要**です。

【施設・福祉サービス事業所より】

- ・緊急連絡先がないので契約できません。**後見人が選任されたら契約します。**

ぱんじーに寄せられる相談

【高齢者ご自身・障がいのある子の親御さんより】

- ・身寄りがなくいざという時頼れる人がいない
- ・病気になっても保証人がいないから入院できない。
- ・身寄りがないわけではないが、頼りたくない。

ぱんじー側の違和感

- 身寄りがないから後見人??
- 保証人がいないから入院できない??
- 緊急時に駆け付けてくれる人がいないから福祉サービスが利用できない??

そして、“後見人万能論”



事例

最期に

- 制度やサービスにつなげたら終わりではない
- 大事なのは「身寄り」ではなく「意思決定支援」
- 身寄りがあってもなくても「自分で決めることを支援する」地域づくり

そのためには

- 地域（市民、行政、医療福祉事業所）の理解
- 身寄りがあることが前提の社会の仕組みを変える

(4) 12月4日 山口県 萩市

萩市杜協の取組み

～自立生活安心サポート事業など～



萩市の概要

平成17年に1市2町4村が合併

・人口・・・41,832人(令和6年9月末)

うち65歳以上の人口は18,955人
高齢化率は45.3%

・世帯数・・・22,356世帯

自立生活安心サポート事業の概要

平成11年に誕生した地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）に該当しない高齢者や障害者の方から身体上の理由により日常的な金銭管理を行うことが困難なことや日常生活で不安を感じている方からのニーズがあり何かできないかと検討していたとき、山口県社協より県厚生課からモデル事業（委託事業として2年間）を受任しないかと相談があり受任することとなり、平成14年に自立生活安心サポート事業を実施する。

どのような人が利用できるの？

判断能力が十分ある高齢者や身体障害者などで、身体上の障害などにより、日常的な金銭管理を行うことに困難をともなう人、また日常生活で不安を感じている方が対象。

例えば・・・

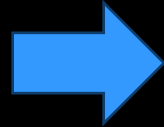
- ①一人暮らしで、両膝が悪く、歩行に不安があるため、年金等を金融機関から払い出すことや、公共料金などの支払いに困っている



- ②浪費癖があり、お金が入るとすぐに使ってしまい、月末には生活費に困っていることを繰り返してしまう

利用までの流れ

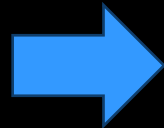
①相 談



②訪 問



③審 査



④契約・援助開始



～サービス内容～

①生活相談

②日常的な金銭管理

③書類などの預かり

①生活相談

生活相談とは・・・

日常生活をされている中で不安に感じていることに対し相談にのり安心して生活できるよう助言します。

安心して福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する相談に応じたり、サービスの内容についてわかりやすく情報提供したり、利用するための手続きなどをお手伝いします。

②日常的な金銭管理

日常的な金銭管理とは・・・

預貯金の払い出し、解約、預入れの手続きなど、毎日の生活に必要なお金の管理を「**同行**」、「**代行**」、「**代理**」によって行います。

◆同行・代行・代理

同行とは・・・

➡ 利用者と一緒に金融機関へ移動し入出金を行う

代行とは・・・

➡ 利用者の通帳と払出伝票(本人の自筆)を金融機関に持参し、払戻しを受ける。

代理とは・・・

➡ 金融機関の払出伝票に、利用者代理人「〇〇市社会福祉協議会」と記し、払い戻しを依頼する

◆具体的な支援とは . . .

- ・年金および福祉手当などの受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金、社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品などの代金を支払う手続き
- ・生活費や上記の支払に伴う預貯金の払い出し、解約、
預入の手続き

③書類などの預かり

書類などの預かりとは・・・

➡ 利用者の大切な書類などを社会福祉協議会が契約している金融機関の貸金庫でお預かりします。

大切な書類などをお預かりすることにより、紛失や盗難を未然に防ぎます。



◆お預かりできる書類とは？

1. 年金証書
2. 預貯金通帳
3. 土地・家屋などの権利証
4. 契約書類
5. 保険証書
6. 実印・銀行印
7. その他、社会福祉協議会が適当と認めた書類(カードを含む)

※現金や宝石等は預かれない！

★利用料

初期相談～契約を結ぶまでの間

無料

契約を結んだ後の安心サポーターの
サービス提供

1回1時間程度1,870円

書類等預かりサービス

**金融機関の貸し金庫料
年間1,000円**

実施体制

安心マネージャー ← **3人(本所)**

推進員 ← **3人(地域事務所)**

生活安心サポーター
← **福祉員など登録いただいた方30名**

運営管理体制

○運営監視委員4名

司法書士、社会福祉士、民生委員、行政職員

○委員の任期 2年

○委員の業務

①契約内容の審査

②事業運営に対する調査及び助言

利用状況と推移

(令和6年10月末時点)

- 日常生活不安の方 18名
- 身体的理由の方 5名
- 日常生活不安と身体的理由の方 3名

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数				19	12	12	11	11	9	10	14	36
利用者数	3	11	10	31	32	27	19	18	21	27	34	34
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
相談件数	28	16	25	21	26	93	2,388	1,219	1,614	817	179	
利用者数	37	41	46	43	42	52	54	43	40	32	26	

まとめ

本事業を利用された方が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができ、自立することができました。

利用中に判断能力が低下した方には日常生活自立支援事業へ移行や、場合によっては成年後見制度へ繋げました。

本人や家族から感謝の言葉も聞け、本事業が必要とされていると感じています。今後も、関係機関と連携し利用者に寄り添った支援をしていきたいです。

日常生活自立支援事業とは違い契約締結までが早く、支援が迅速に行えるため関係機関より身寄りがなく入院費の支払ができなく困っている方や終末期を迎えておられる方への事業利用を求められることが多く対応に苦慮しています。

**住みたい地域で 誰もが 安心して
心豊かに その人らしく 暮らし続けること
のできる 地域づくり をめざして**





山口市の地域福祉における「身 寄りのない方」の課題及びその 取り組みについて

～日常生活自立支援事業及び法人後見制度の利用者を通して～

本日の内容

- 1 権利擁護支援に関わる山口市の概要**
- 2 日常生活自立支援事業の概要**
- 3 取り組み事例（日自2件、つながらなかった相談）**
- 4 「地域福祉」における身寄りがない方の課題**
- 5 持続可能な権利擁護モデル事業について**
- 6 まとめと今後の課題**

山口市における 権利擁護支援にかかわる 基礎情報について

項目	数値 (R6. 3. 31現在)
①人口	1 8 6 , 0 8 8 人
②面積	1 , 0 2 3 km ²
③高齢者人口 (高齢化率)	5 6 , 5 9 4 人 (3 0 . 4 %)
④ひとり暮らし高齢者数	6 , 9 2 5 人
⑤療育手帳	1 , 7 1 3 人
⑥精神保健福祉手帳保持者	2 , 1 9 0 人
⑦成年後見制度利用者数	4 1 1 人 (R6.6.27現在) (内後見321人 保佐67人 補助20人 任意3人)
⑧日常生活自立支援事業利用者数	1 6 0 人 (内認知42人 知的49人 精神56人 その他13人)
⑨認知症自立度Ⅱ以上	6 , 6 6 8 人 (R5.3.31現在)
⑩地域包括支援センター数	1 0 か所 (9 つの日常生活圏域 + 基幹型 (市))

身寄りのない方とは...

○「身寄りがいない方」は、家族や親族がいない方

○家族や親族がいても何らかの事情により、支援が受けられない方（関係性及び障がいの有無、県外・市外在住）を含む

目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うもの。

対象となる利用者

福祉サービスを利用している
ことに限定しない

「いま、生活上困っていることがないか」
「本事業による援助が効果的かどうか」
を見極める(アセスメントする)



以下①②のいずれの要件にもあてはまる人が本事業の対象となる。

① 判断能力が不十分な人

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人

② 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人

- ★ 認知症の診断、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は必須ではない
- ★ 居宅において生活している人に限定されない
- ★ 「契約の内容に判断し得る能力」は、「契約締結ガイドライン」に基づいて判断する

実施主体

本事業の実施主体は都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。
また、市区町村社会福祉協議会や社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託できることとしている。(基幹的社会福祉協議会)

援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)



利用者との契約に基づいて、預貯金の払戻し、郵便物(請求書や行政手続き書類等)の確認、福祉サービス利用料や公共料金等の支払いの支援、福祉サービス申請の助言や同行。(平均的な利用イメージ:1ヶ月の利用回数1~2回、利用料1回 1,870円)

※生活保護受給者の利用料は公費補助あり

定期的な訪問による生活変化の察知
《見守り》



日常生活自立支援事業 取り組み事例

○Aさん

70代 女性 在宅ひとり暮らし 生活保護受給中 日自利用者 精神疾患あり。

- ・隣市に姉と子どもはいるが、関係が悪く、関わりには拒否的。直接話をすることも難しい。
- ・地域住民との関係性もよくないため、地域行事等への参加もない。
- ・アパートの大家から本人に関する居住トラブルの相談が本会ないし市地域福祉課に入る。
- ・本人は電話ももたず、自宅にいないことが多いため、何かのトラブルや解決すべき問題がでて話がすすまないことが多い。
- ・市地域福祉と協働して、意思決定支援や事実行為を可能な範囲で対応している状況。

○Bさん

40代 男性 在宅ひとり暮らし。日自利用者 精神疾患あり。

- ・県外に母と妹家族はいるが、母は精神疾患で入院中のため、連絡がつかない。妹とはラインでつながっているが、相談事がある時には返事がないことが多いので、結局本人が決めることが多い。
- ・地域住民との関係は悪くはなく、見かければ挨拶はする。自治会費も納めてはいる。
- ・就労継続B型作業所や訪問看護の利用もあり、サービスの受け入れは悪くない。
- ・何か手続きごとがある際には自分で行うが、うまくいかないと不穏になり、頻回に連絡してくる。
- ・相談はよくあるが、結局、意思決定等は自分で行っている。何らかの意思決定支援や事実行為の支援があれば、問題なく、生活できる。
- ・今後、母に何かあった際の対応に不安がある。

日常生活自立支援事業及び法人後見 相談対応事例

○Cさん

50代 女性 在宅ひとり暮らし。本人の父親から本会に日自利用についての相談はあるが、現時点ではいずれのサービスにもつながっていない。

- ・精神疾患があり、他者と関係性を築くことが困難だが、本人は障がい受容ができておらず、「自分は病気ではない」と言われる。

- ・本人から本会や市障がい福祉課へ再々電話が入る。内容は病院やドクターについて非難、場合により本会や市への非難もある。

- ・父親としては親亡き後の不安と本人の他者非難により、両親以外の家族や親族からは縁を切られているため、ゆるくでもよいので、地域や何らかの支援機関と本人がつながってほしいとの意向はある。

○Dさん

60代 男性 在宅ひとり暮らし。精神疾患あり。元日自利用者。10年以上前に当時二人暮らしだった母親の金搾取の疑いがあり、母子で日自の利用につながるが、母親が他界した後に自己都合で解約となる。

- ・その後もギャンブル等でお金が無くなると本会へ貸付の相談が入る。その他、様々な支援機関にも同様の相談が頻回に入り、関係機関からなんらかの金銭管理が必要とのことで再び本会に日自の相談が入る。

- ・本人が過去の利用の中で日自の利用を望まれていないことや主治医によると本人の浪費やギャンブルについては判断能力の低下ではなく、性格によるものと判断されているため、再度の利用にはつながっていない。

- ・地域包括支援センターが地域ケア会議を開催し、関係者含めて、協議したが、有効な解決策はみいだせていない状況。

相談はあったが、対応できなかった事例

- ・判断能力の低下がなく、入院等で一時的に支払い等が困難な方で、本人以外の通帳管理を希望されている方
(本人夫婦以外に身寄りがいないため...)
- ・進行性の難病の方。判断能力の低下は今時点ではみられないが、将来的に意思確認が困難になる可能性が高い...
(同居家族はいるが、高齢等を理由に将来的に支援が困難になる)
- ・かかわったばかりで状況をよく把握していないが、金銭管理ができていないようだ...。
(親族はいるが、健康不安があり、支援が困難)
- ・後見の申し立てをする予定だが、そのつなぎとして、暫定的にサービス利用できないか...。(本人は認知症。血のつながった親族がいないため、支援がのぞめない) 等々

日常生活自立支援事業及び法人後見受任時に感じる「地域福祉」における課題

○地域住民との「身寄りがない人」の課題に対する認識の差が大きい。「家族の問題」として、片づけられてしまい、関係性を構築するのが難しく、本人も望まない場合がある。

○元々、地域住民との関係性がよくない方や関係性がなかった方も少なくない。

○日自は事業でできること以上の役割を関係者等に求められる。「金銭管理」ができる事業は限られており、選択肢が少ない。本人にとってはサービスを選べない。ある意味仕方なく利用するものになっている。

日常生活自立支援事業の事業上の課題

- 事業でできること以上の役割を関係者等に求められる。
「金銭管理」を事業でするのは選択肢も少ない。
サービスが選べない。
- 「判断能力の低下がみられない方」や「判断能力の低下が著しい方」は事業対象にならない。
- 支援者や関係者が本会以外にいない方への関わりが難しい（支払いや生活上の重要事項等を決める際の意思決定支援）。

山口市権利擁護支援モデル事業について 本事業で目指す方向性

- 国は、第二期基本計画に基づき、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築するため、令和４年度から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」（自治体への補助事業）（以下「モデル事業」という。）を実施。
→新たな権利擁護支援体制のルールづくり
- 本市では、令和５年度から、国モデル事業のテーマ②「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」に応募し、成年後見制度利用の一手手前の人や、日常生活自立支援事業などの制度・事業の狭間にある身寄りのない人への支援の課題について、多様な主体がそれぞれの特性を活かして役割分担・連携して対応する、山口市版の持続可能な権利擁護支援の仕組み構築に取り組んでいる。

事業内容

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

国モデル事業テーマ②の実施自治体数

令和4年度：5市2町
令和5年度：7市2町

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円

＜補助率＞ 3/4



改題例のイメージ



テーマ①



BSNPN004-X-5



テ一マ②



取組事例①イ・エー・エフ



テーマ③

本市が取り組む事業テーマ

山口市版モデル事業のイメージ

- 国モデル事業の「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」をもとに、**①**本人の意思決定を支援する（仮称）意思決定サポーター、**②**金銭管理などの生活支援サービスを提供する事業者、**③**サービス実施状況を監督する専門職の3者がそれぞれの立場により、本人が有する能力を発揮し、適切なサービスを受けられる方策等を検討する。
- 複数の関係者がセットで本人に関わることにより、不正や事業者への過度の依存等を防止する。

② 生活支援サービス事業者

【サービス内容】

- ① 簡易な日常的な金銭管理（限度額設定）
- ② 書類等の預かり（対応可能な場合のみ）

必須

選択

【想定候補者】

- 1) 介護保険サービス事業者（社会福祉法人等）
- 2) 障害福祉サービス事業者（社会福祉法人等）
- 3) 相談支援機関

本人（対象者）



事業者との利用契約により
相応の利用料を負担



複数の関係者がセットで本人に
関わることにより、不正や事業
者への過度の依存等を防止

① (仮称)意思決定サポーター

【役割】

- ① 訪問等により本人を見守り、本人に必要な情報を提供し、本人の望む生活について一緒に考える。
- ② 必要に応じて本人の望む生活に向けた支援を行う。（書類の作成・提出補助など）

【想定候補者】

- 1) 対人援助に関する業務を行った経験のある者（日常生活自立支援事業支援員等）
- 2) (仮称)意思決定サポーターの担い手養成講座を修了した者

報告・相談



③ 権利擁護・金銭管理に精通した専門職等

- 事業者による金銭管理等が適切に行われるように監督する。
- 重大な意思決定、法的課題等について、助言や必要な支援を行う。

報告・相談



まとめ及び今後の課題

○「持続可能な権利擁護支援モデル事業」によって、身寄りのない人の支援の入り口は広がる可能性がある。

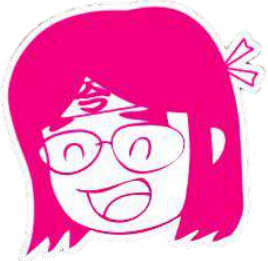
○「持続可能な権利擁護支援モデル事業」によって、日自の課題や制度の狭間を埋めることができ、本人の選択肢を増やすことにもなる上、地域住民の参加が見込める可能性もでてくる。

○ただ、入口ばかりを広げても、出口の仕組みや整備も進めないと「持続可能」にはならないのではないか。

「成年後見制度に限らないおひとりさま支援 ～互助会連動型くらしあんしんサポート事業～」

2024年 12月 4日

NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長
全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長
今井 友乃



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県 知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑
市、半田市、東浦町、阿久比町、
武豊町、美浜町、
南知多町）



知多地域 権利擁護支援センターとは

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- ・平成19年11月 認可申請
- ・平成20年 1月 認証
- ・平成20年 2月 法人登記
- ・平成20年 4月 本格的に事業展開
- ・令和 4年 4月 知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

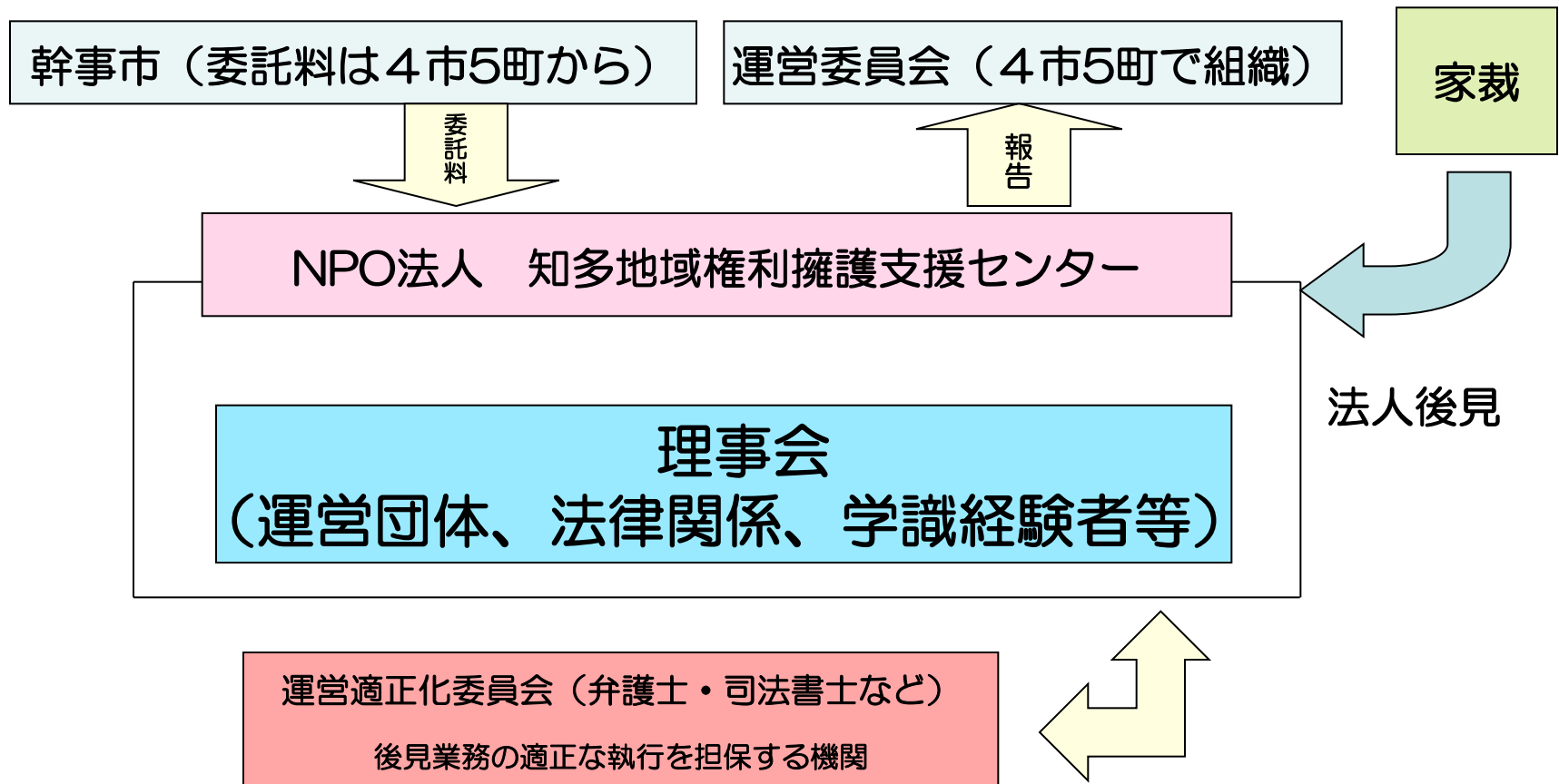
(2) 財源

- ・NPO法人としての会費
- ・知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（ 3年目より） 3,200万円（ 5年目より）
3,900万円（ 7年目より） 4,500万円（ 9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
6,300万円（15年目より） 6,800万円（17年目より）
※15年目より4市5町に変更

(3) 職員体制

- 正規職員 8名（社会福祉士等 男4、女4）
緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、
夏、正月休暇あり、公務員並みの給与
- 非正規職員 47名配置（月1回から週5日まで）
（資格は問わず、信用性が担保できる人物）

(4) 体制図



1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

例えば

- 出前講座
- 行政職員研修 (成年後見制度・虐待対応研修)
毎年2回 行政職員向けの講座
(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

- 成年後見サポーター研修講座、権利擁護サポーター講座
ろうスクール、専門支援員養成講座、事業者セミナー等
数多くの研修・講座を開催

- 年間相談件数 828件

(2) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの
処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- ・受任件数（令和6年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数

後見類型... 341件（810件）

保佐類型... 218件（384件）

補助類型... 55件（ 93件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	47	40	14	0	103	47	43	37	2	129	11	11	10	2	34	266
病院・施設	107	61	43	15	238	28	27	28	6	89	4	6	6	5	21	348
合計	154	107	63	17	341	75	70	65	8	218	15	17	16	7	55	614

◎ 知多地域権利擁護支援センター職員が
知多４市５町で各種の委員を務める

- ・ 障害者地域自立支援協議会
- ・ 虐待防止連絡協議会
- ・ 地域福祉計画策定委員
- ・ 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島 ろうスクール 2024 in 常滑



「知多半島ろうスクール」は、人生のさいごまで、
後悔しないで笑顔で暮らすための
自分らしい生き方・老い方（者）と、
生活を守るための制度や法律（Law）を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？認知症になったら？
相続ってどうするといいの？遺言は、書いた方がいいの？
自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみませんか？

知多半島ろうスクール

開講日：8月2日（金）～9月13日（金）の毎週金曜日
全7回 13：30～16：30 ※8月23日（金）のみ9：30～16：30

場 所：常滑市役所 1F会議室AB

（常滑市飛田台3丁目3-5）※詳細は募集要項をご覧ください。

定 員：30名（定員になり次第締め切り）

学 費：入学金 2000円

各講座：1回につき1000円

※講師陣は弁護士・地域包括支援センター職員など各分野の専門家をそろえております。
ご来校の際は、ごエチケット、手洗いの消毒等、感染予防にご協力をお願い致します。
体調不良や発熱等症候のある方は、来校をお控えください。



主催：特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター

こんな不安はありませんか？

遺言を相続させたい人がいるけど、家族
は意思を尊重してくれるかなあ…？



私は一人暮らし。
病気で倒れたら保証人もあらず、
入院できないのでは？

生活保護のきついが高額。
服薬したいけど、なんだか不安…

お墓の管理はどうしたら？
葬儀費用も高いと驚くし、心配で
す。



「知多半島ろうスクール」では、同じような悩みを持つ方と一緒に、「自分の人生は自分で決める」「自分らしい暮らしを守るために知っておくべき法律の知識」などを学びます。

開催日時・場所	テーマ	内 容
8月 2日（金） 常滑市役所 会議室AB	入学式 もしものときの備え	オリエンテーション 年金・離婚について
8月 9日（金） 常滑市役所 会議室AB	もしもの時の身の守り方	介護保険について
8月 16日（金） 常滑市役所 会議室AB	財産の守り方・残し方	遺言・相続・遺品整理について
8月 23日（金） 常滑市役所 会議室AB	大人の遠足♪	「自分らしく生きる」とは？
8月 30日（金） 常滑市役所 会議室AB	病気になった時の豆知識	医療同意・ 身元保証・死後事務について
9月 6日（金） 常滑市役所 会議室AB	上手な人生の終わり方	葬儀・墓について
9月 13日（金） 常滑市役所 会議室AB	卒業式	講座のまとめ、卒業証書授与

※参加お申込み方法
必要事項を記入し、ホームページ内申し込みフォーム、E-mail、FAXのいずれかでお申込みください。
※定員（30名）に達し次第お申込み締め切りです。

ホームページ ⇒ <https://chita-kenri.or.jp/>
E-mail ⇒ info@chita-kenri.or.jp
FAX ⇒ 0562-39-3774



QRコード

氏名（ふりがな）	（ ）		
住所	〒		
電話番号	- -	生年月日	年 月 日
メールアドレス	＠		

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター（知多市緑町32-6 知多市福祉活動センター内）
■TEL 0562-39-3770 ■FAX 0562-39-3774 ■E-mail info@chita-kenri.or.jp

2024年度

じぶんのことは、じぶんできめる！

受講
無料

権利擁護サポーター講座

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全9回の講座です。

定員
40名

日程 9月27日～12月6日

毎週金曜日 全9回

時間 13:30～16:30

会場 とこなめ市民交流センター
会議室

住所：常滑市神明町3丁目35

TEL：0569-43-0660

●車の場合●

国道155号線「午新田」交差点を西へ約600m

●公共交通機関の場合●

各鉄常滑線 錦港駅から徒歩5分

	日程	講座内容
第1回	9月27日	地域であること
第2回	10月4日	インタビューゲーム
第3回	10月11日	障がい等理解
第4回	10月18日	日常生活自立支援事業の 概要と実施
第5回	10月25日	成年後見制度の概要と実施
第6回	11月1日	先輩の声
第7回	11月5日	同行訪問 左記日程の中で2回 (権利擁護の支援を利用している 現場に出て学びます)
第8回	12月5日	
第9回	12月6日	ふりかえり

申込書

FAX・e-mail・ホームページ内申し込みフォームからお申し込みください。

感染症予防、手指の消毒等感染予防にご協力をお願い致します。

体調不良や発熱等症状のある方は参加をお控えください。

氏名			生年月日	
住所			連絡先	
メールアドレス				

主催：特定非営利活動法人 津島地域権利擁護支援センター

協賛：社会福祉法人 平田市社会福祉協議会

常滑市社会福祉協議会

東海市社会福祉協議会

知多市社会福祉協議会

朝比奈市社会福祉協議会

東海市社会福祉協議会

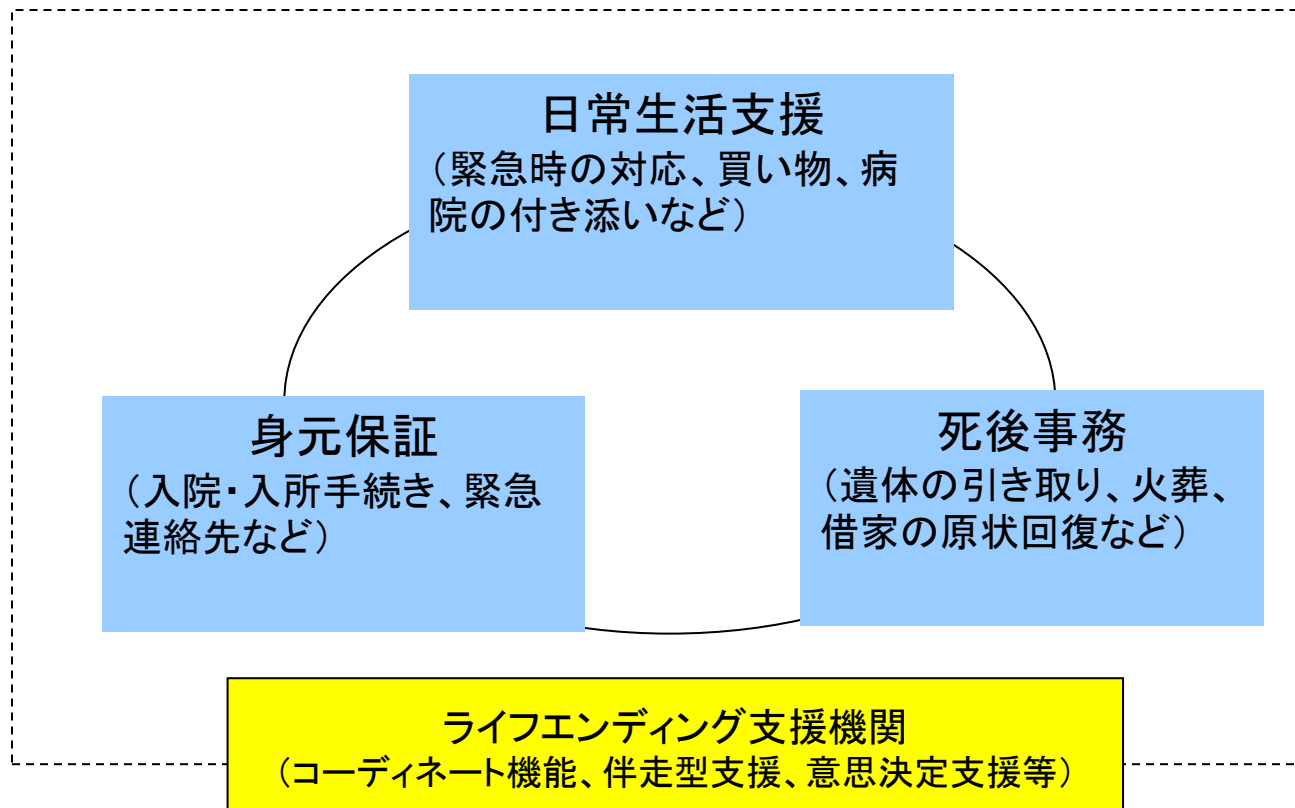
南知多市社会福祉協議会

美浜町社会福祉協議会

武豊町社会福祉協議会

互助会連動型くらしあんしんサポート事業発想のきっかけ

- 身寄りのない単身高齢者が、人生の最終段階で必要となりうる「日常生活支援」「身元保証」「死後事務」などを、**人生の最期まで責任をもってコーディネートを伴走する機関ーライフエンディング支援機関ー**の構築を考える。



- 日本福祉大学
 - ニッセイ財団
- プロジェクト
- 藤森教授(みずほ総研で研究中)



- 行政参加
- センター参加の必要性を唱える

アプローチ



- 知多地域権利擁護支援
センター
- 仕事の中から、「おひとり様」の問題解決を探る



- 行政から「おひとり様」相談を受けている



協働プロジェクト開始



成年後見制度の国の動向

- 成年後見利用促進法

平成28年4月5日成立、5月13日施行

→利用促進を図るために内閣府に「成年後見制度利用促進会議（議長・内閣総理大臣）」が設けられた。

- 成年後見利用促進基本計画

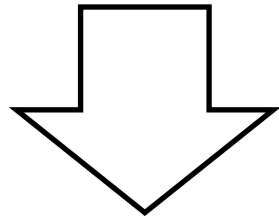
平成29年3月24日 閣議決定

→計画策定について各都道府県知事宛てに通知がでた。

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域権利擁護支援センターが行ってきた実践から今後この地域に必要なことを計画立てて行います

2020 年度～
2024 年度

第1期 知多地域成年後見制度 利用促進計画

知多地域成年後見制度
利用促進計画策定委員会
2020 年 3 月

目次

第1章 計画の趣旨と策定方法	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画策定の体制	2
3 計画の期間と進行管理	3
第2章 計画の目標と体系	4
1 重点目標	4
2 計画の体系と特徴	5
3 計画書の構成	6
第3章 計画項目と具体的取組	7
計画項目1 国の基本計画に基づく中核機関の整備	8
計画項目2 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	9
計画項目3 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	10
計画項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備	11
計画項目5 障害者差別解消法における紛争解決の仕組みづくり	12
計画項目6 ライフエンディング事業の整備	13
計画項目7 権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	14
計画項目8 地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	15
計画項目9 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	16
計画項目10 権利擁護の理解を深める人材育成	17
計画項目11 地域における権利擁護の普及・啓発	18
計画項目12 地域福祉人材活用システムの広域的整備	19
資料編	20

ライフエンディング（おひとりさま）支援事業

「おひとりさまの現状とこれから必要となること」

ライフエンディング（おひとりさま）事業

知多地域成年後見センターでは、知多半島をフィールドに現在約 600 名の方の後見人として関わっております。その相談の中で、「親族がいないから」「親族と疎遠であるから」という理由で成年後見制度利用を検討されることもしばしばあります。しかし、成年後見制度は判断能力の低下が利用条件の一つです。判断ができるが、親族がいないからという理由では利用はできません。なぜ判断ができるのに、親族がいないから制度利用が検討されるのか。そこには、入院・施設入所・借家借用等の保証人問題が関係しております。今、日本でおきていること、知多半島で起きていることを一緒に学び、私たちにどのようなことができるのか一緒に考えたいと思います。



<講師> 藤森 克彦 氏

講師プロフィール

日本福祉大学福祉経営学部 教授
みずほリサーチ・テクノロジーズ社会保険部研究センター 主任研究員
米国に 1990～2000 年まで滞在。フリア校の政策研究を行なった経験を生かして、『マニフェスト』の導入など日本の政治・行政改革について研究
2017 年 4 月より、日本福祉大学 福祉経営学部 教授を兼任
中年未婚者の生活実態と今後の暮らしに関する分析 ―『単身世帯』と『親と同居する世帯』の比較―『年金研究』No.15（公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構、2021 年 3 月）
40 代と 50 代の未婚の正社員における生活上の不安と将来不安 ―『配偶者の正社員との比較―（調査研究『人生 100 年時代』長寿社会における新しい生活方・暮らし方に関する調査研究報告書）第 4 編第 2 章、2021 年 1 月）
『人生 100 年時代の年金制度 ―経済的実態と改革への提議』法政文芸社 2021 年 1 月（編著）など数多くの新聞・雑誌等への執筆・コメント、講演により活躍されております

令和 3 年

6 月 30 日（水）

開場 14:30

開演 15:00～17:00

参加費
無 料

会場定員 30 名 ウェビナー参加可能

内 容 おひとりさまの現状とそれに伴う様々な事案について

会 場 知多市福祉活動センター内 大会議室 住所：知多市緑町 32 番地の 6

主 催 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

《参加申込》

受付期間 令和 3 年 6 月 25 日（金）まで（会場定員には限りがあります）

申込方法 参加者氏名・所属・連絡先（電話・FAX・e-mail 等）・ウェビナー参加の有無を下記申込先にお申込ください

※ウェビナー参加の方は後日 e-mail に URL をお送りいたします

申込・問合せ 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター
知多市緑町 32 番地の 6

電話：0562-39-2663 FAX：0562-39-2667
e-mail：chita-koken@ma.medias.ne.jp

ライフエンディング支援事業

「身寄り問題」

今とこれからを考えるシンポジウム

入院・施設入所・借家借用等の契約時に保証人を求められます。しかし、超高齢社会において親族がいない方も増えてきており、保証人不在による問題は他人事ではありません。このシンポジウムはそれらの問題を契機、先進地の事例から私たちにできることを一緒に考えたいと思います。



講 師 NPO法人つながる鹿兒島 理事長
司法書士 芝田 淳 氏

登壇者 鹿兒島中くさの会

講師 渡辺 正 講師 藤田 氏 講師 田口 氏

NPO法人つながる鹿兒島 理事 岡野 晶子 氏

日本福祉大学 教授 藤森 克彦 氏

東海市市民生活センター 主任 村上 純 氏

中田市社会福祉協議会 山口 美穂子 氏

知多地域成年後見センター 今井 美乃

内 容 身寄り問題と今後必要となることについて

会 場 東海市市民生活センター 大会議室

住所：東海市大田町後田20番地の1 ソラスタビル3階

会場定員 30 名 ウェビナー参加可能

参加費無料

令和 3 年

12 月 4 日（土）

開演 13:30～16:30



《参加申込》

受付期間 令和 3 年 11 月 30 日（火）まで（会場定員には限りがあります）

申込方法 参加者氏名・所属・連絡先（電話・FAX・e-mail 等）・ウェビナー参加の有無を下記申込先にお申込ください

※ウェビナー参加の方は後日 e-mail に URL をお送りいたします

申込・問合せ 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター（知多市緑町 32 番地の 6）

電話：0562-39-2663 FAX：0562-39-2667

e-mail：chita-koken@ma.medias.ne.jp

パソコン、スマートフォンからお申込みの場合は

QRコードをダウンロードください。https://forms.gle/1m88ZKzGz9me9



主 催 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

- ◆起きている課題を地域に発信し、知ってもらう
- ◆先進地の取り組みから、この地域で何ができるかを考える仲間を増やす

ここに互助会が入ってる意味

- 先進地 視察
北九州 抱樸(ホームレス)
鹿児島 つながる鹿児島(生活保護)
- ・お互いに支え合う
エンパワメント
孤立防止、生きがい、自分らしく

このプロジェクトを誰と考えるか？

センター職員・包括支援センター職員・障害者相談
支援センター職員・行政マン・大学の研究者

地域で考える

互助会形成のための事業

おしるこ会 ～身寄り問題を語ろう～

超高齢社会において親族がいない方、頼る者がいない方は増えてきております。それに伴い、病院への入院や施設への入所・借家の借用等の契約時に保証人が立てられないということが起きております。また、弔いの際にも参列する者がいないという寂しい現状があります。

今一度、身寄り問題についておしるこを食べながら、皆さんで語り合いませんか。一緒に考えることできっと新たな方法が生まれるかもしれません。



令和 4 年
2 月 17 日(木)
14:00～16:00

内 容 おしるこを食べて身寄り問題について話そう

会 場 東海市しあわせ村 調理実習室
住所:東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1

対象者 身寄りのいない方 身寄りに頼れない方 その他関心のある方

会場定員 15名 参加費 100 円

《参加申込》

受付期間 令和 4 年 2 月 14 日(月)まで(定員には限りがあります)

申込方法 参加者氏名・連絡先(電話・FAX・e-mail 等)を下記申込先にお申込ください
申込・問合 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター(知多市緑町 32 番地の 6)
電話:0562-39-2663 FAX:0562-39-2667 e-mail:chita-koken@ma.medias.ne.jp

パソコン、スマートフォンからお申込みの場合は
右記の URL または QR コードをご利用ください。

<https://forms.gle/ffQ3Pbgk3xng7NST7>



主 催 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

ちまき会 ～身寄り問題を語ろう～パート2

超高齢社会において親族がいない方、頼る者がいない方は増えてきております。それに伴い、病院への入院や施設への入所・借家の借用等の契約時に保証人が立てられないということが起きております。また、弔いの際にも参列する者がいないという寂しい現状があります。

前回はおしるこ会を開催しました。今回は端午の節句でよく食べられる「ちまき」をみなさんで一緒に作り、楽しみながら身寄り問題について皆さんで何ができるか語り合いたいと思います。一緒に考えることで不安を和らげる新たな方法が生まれるかもしれません。



令和 4 年

5 月 19 日(木)

開演 14:00～16:00

内 容 「ちまき」を一緒に作り、食べて身寄り問題について話そう

会 場 地域の縁側 グリーン・ラン

住所:知多郡東浦町緒川屋敷武区 61-1

対象者 身寄りのいない方 身寄りに頼れない方 その他関心のある方

定 員 15名

参加費 100 円 ※簡単な調理をしますので、手拭きタオル・(あれば)エプロンをお持ちください。

参加申込 裏面参照



主 催 特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター

- ◆季節行事を交えて気軽に集まってもらう
- ◆おひとりさま当事者の不安や必要としていることを話合う場作り

モデル事業実施に向けたキックオフイベント

くらしあんしんサポート事業

キックオフイベント

日本生命財団 助成
高齢社会地域福祉チャレンジ活動

おひとりさまでも安心して
暮らすことのできる
知多半島へ



第1期知多地域成年後見制度利用促進計画「ライフエンディング事業」
広域実施を目指し、「くらしあんしんサポート事業」をはじめます。

2024年9月11日(水)
14:00～16:30 開場:13:30
アイプラザ半田 講堂
定員300名 (事前申込み制)

入場
無料

プログラム

講演 ～知多半島における身寄り問題～
藤森 克彦 氏 (日本福祉大学 福祉経営学部教授)

パネルディスカッション ～おひとりさまの現状と課題～
東海市役所 社会福祉課 坂田 拓矢 氏
半田市立半田病院 患者サポートセンター 坂本 祥 氏
特別養護老人ホーム 東和荘 柳生 真広 氏
ライフエンディング「喜楽会」メンバー 小嶋 利明 氏 新真 ゆかり 氏

くらしあんしんサポート事業※実施形態の概要説明
知多地域権利擁護支援センター 事務局長 金森 大彦

主催：特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター
協賛：半田市、東海市、東海市、知多市、岡久比町、東浦町、南知多町、美濃町、武豊町

【参加者】 216名

くらしあんしんサポート事業

- 目的

親族がいない（あるいは疎遠になっている）等で、入退院時の対応・転居や施設入所への対応・死後の身辺整理などに不安を抱えている人に対しての支援体制整備をすることにより、誰もが安心して人生の最期を迎えることができるような地域にする。

- 対象？？？

知多半島4市5町に居住する40歳以上の方（上限を設けるか？）

＊想定している層

- ・身寄りのない人
- ・どの制度にもつながらないけれど、生活に不安がある
（入退院しがち、施設利用が必要など）おひとりさま
- ・知多地域権利擁護支援センターが運営する「互助会」に加入できる方

- ・ 提供サービス
 - ①見守り・安否確認サービス
既存のサービスを利用するか
定期訪問の方法

- ②入退院時等支援サービス
緊急連絡先になる
モデル事業

- ③死後事務請負サービス
専門家つなぐ伴走支援
他団体を参考に

- ・ 利用料 入会金 月額利用料
- ・ 預託金 保険

最期まであんしん
このまちでの暮らしをサポートします

くらしあんしんサポート事業



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

くらしあんしんサポート事業 費用一覧

※令和6年10月1日現在

基本支援サービス

契約期間費	33,000円（税込）
月額利用料	5,000円（税込）
保証金	200,000円

※ 保証金は主に火葬に係る費用としてお預かりします。

基本支援サービス内容と費用

見守り・安否確認サービス	週2回の電話による安否確認 月1回の訪問による見守り
入退院時等支援サービス ※ 別途費用がかかります。	①緊急連絡先引受 ⇒1回1,000円 ②入院時の貴重品預かり ⇒1入院期間中1,000円 ③緊急対応及び訪問 ⇒1回3,000円 （平日17時～翌9時、土日祝と年末年始は1回5,000円）
喪葬事務支援サービス	預託金により、火葬を執り行います

オプション支援サービス

オプション支援サービス契約事務手数料	33,000円（税込）
--------------------	-------------

※ いずれかのオプション支援を
受けるにあたりかります
（ただし1回分限り）

オプション支援サービス内容と料金

※ 実費は別途請求致します

オプション支援内容	料金（税込）
行政官庁などに対する諸届事務	33,000円
給付・未代償費の個別対応代行手続き	77,000円
生活用品等整理・処分事務	33,000円
病院・施設の退院・退所手続き 区療費・施設料等の清算事務	33,000円
公共サービス等の解約・清算など事務	33,000円
遺言作成等事務	33,000円
任意後見契約等事務	33,000円
相続人調査等事務	33,000円

くらしあんしんサポート事業とは

親族がいない、あるいは協力が得られない方を対象に、

①見守り・安否確認 ②入退院時等支援 ③死後事務支援

を提供し、誰もが安心して人生の最期を迎えることができるような地域にすることを目的とした事業です。

本事業の利用にあたっては、「ライフエンディング喜楽会」という互助会へご入会いただき、日頃から助け合えるなかまづくりのサポートを致します。

互助会連動型でサービス提供を行うことが本事業の特色です。

利用できる対象とは

契約締結時点で以下の条件をすべて満たす方が対象です。

- ◆ 知多半島4市5町(半田市、常滑市、東海市、知多市、岡久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)に居住していること
- ◆ 40歳以上であること
- ◆ 明確な契約能力を有すること
- ◆ 親族の協力が得られないこと
- ◆ 生活保護を受給していないこと
- ◆ ライフエンディング「喜楽会」(互助会)に加入すること



利用(契約)までのながれ

面談予約	当法人までご連絡ください。面談日程及び面談場所を調整させていただきます。
面談	現在のお困りごとや将来にむけての心配ごとについておうかがい致します。 ※面談は数回行う場合がございます。
申込み	①利用申込書、②住民票、③戸籍全部事項証明書(戸籍原本) ④身分証明書の写し についてご提出いただけます。
審査	相談者と当法人が本事業の契約を締結するにあたり、法人内で審査致します。 (審査期間は2週間程度)
契約	本事業の契約を結びます。契約時に以下の金額をお支払いいただきます。 契約時費用(33,000円)・初回月額利用料(8,000円) 預託金(200,000円)
利用開始	支援計画書に基づいて、サービスを提供致します。

主なサービス内容とは

基本支援サービス ※①②③セットでの利用となります。単独での利用はできません。

①見守り・安否確認サービス

- ▶週2回の電話による安否確認
- ▶月1回の訪問による見守り

②入退院時等支援サービス

- ▶入院中の緊急連絡先引受
- ▶入院中の貴重品預かり
- ▶緊急対応及び訪問

③死後事務支援サービス

- ▶火葬の執行

入退院時等支援サービスは別途料金がかかります。

死後事務支援サービスは預託金をお預かりします。

オプション支援サービス ※それぞれ料金が別途かかり、実費も別途いただきます。

▶行政官庁などに対する諸届事務

- ⇒ 死亡時に必要な諸手続きの代行(火葬届と死亡届は除く)

▶納骨・永代供養の個別対応代行

- ⇒ 墓地への納骨やお寺への永代供養等個別案件の手続き

▶生活用品等整理・処分事務

- ⇒ 遺品整理業者等への取り次ぎ事務

▶病院・施設の退院・退所手続き 及び医療費・施設料等の清算事務

- ⇒ 病院や施設等への手続きや支払い事務

▶公共サービス等の解約・清算事務

- ⇒ ライフライン等の手続きや支払い事務

▶任意後見契約等事務

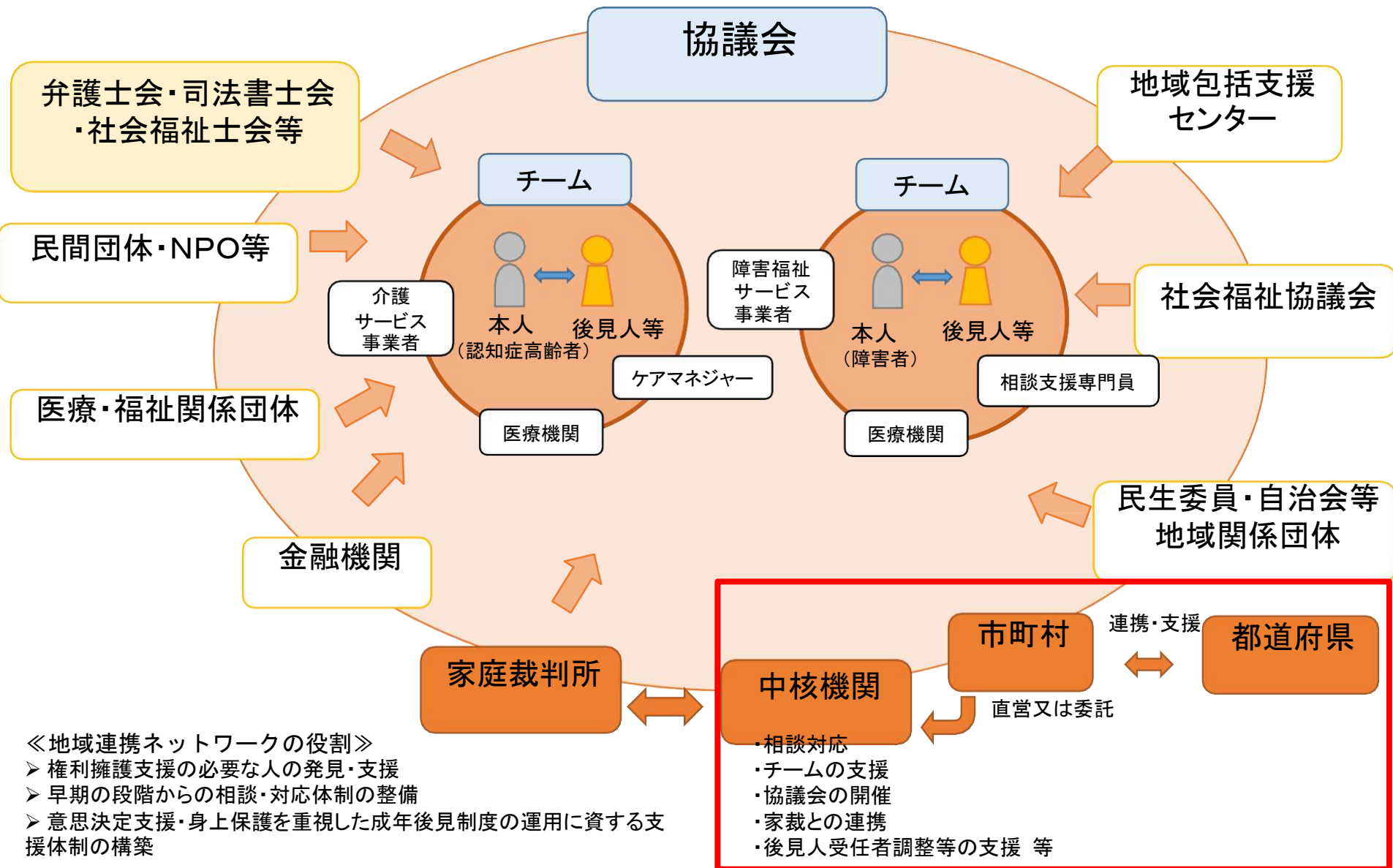
▶遺言作成等事務

▶相続人調査等事務

- ⇒ 弁護士や司法書士等への取り次ぎ事務



地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。

(事例1)

83歳 女性 要介護1

持ち家で一人暮らし（ただ、家は古く、段差も多く、老朽化している）

年金月10万円

夫が既に亡くなっており、独居。子はいない。身寄りとなる親族は他県の義理の弟。

身体機能が低下しており、在宅生活に不安を感じ始めている。

本年8月に熱中症で入院し、それを機に入所を検討。

長谷川氏は27点。

ヘルパーに対する物盗られ妄想が少しあるようである。

入所を希望しているが、保証人がなく、入所契約や手続きを代わりにしてくれる人がほしい。

財産がどれくらいあるか不明だが、それほど多くはない（100万～200万円くらい？）

(検討課題)

どのような支援が必要か？どのような支援が可能か？

(事例2)

75歳 男性 市営住宅に息子と2人暮らし。

農村部に家土地があるようだが、利用する者はいない。

心臓が悪く、家で倒れていたところを発見され、緊急入院。息子は何もしなかった。

息子とは同居だが、ほとんど関りがなく、家計も別々で、会話も無く、お互いがお互いで暮らしている。

収入は年金月8万円。

預貯金は多く、1000万円以上あるようである。

息子50歳。言葉遣いが荒く、父親の支援者にも非協力的、反発する態度を示す。

本人は、息子にある程度の愛情があるようで、息子との思い出の品は大切にしている。

退院して、今は自宅で何とか生活している。

他県に墓があるようであるが、そこには入りたくない。墓に入れずに散骨してほしい。

本人は、また急に倒れる危険もあり、杖をついて歩行しており、現実、在宅生活は難しいところであるが、本人は自宅での生活を希望。

やや現実検討能力に欠けるところがあり、自分の考えに固執し、他人の言うことを聞き入れない傾向がある。

(検討課題)

在宅で本人をどのように支援するか？ 緊急の時や亡くなった後のことをどうするか？

おわりに

成年後見制度利用促進法ができ、成年後見制度利用促進基本計画の２期計画は半分を過ぎました。中核機関で行うことは、成年後見制度のことばかりでないことが、かなり広がってきたようです。身寄り問題、おひとりさまの課題が、権利擁護の分野で、中核機関として考えなくてはいけないことになっていることが明らかになりました。研修のやり方としては、今年度は、完全オンラインの研修はありませんでした。北海道では、地域が広すぎるためハイブリッドが必須のようです。また、受講対象者の時間の関係で、多くの人に広めるには、後日配信も必要な対策と考えられます。

これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

２０２５（令和７）年　６月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井　友乃